第３編　風水害応急対策計画

第１章　基本方針

第２章　発災時における防災マネジメントの充実

第３章　発災時における防災対策の充実

目　次

第３編　風水害応急対策計画
第１章　基本方針..... 1
第２章　発災時における防災マネジメントの充実..... 2
第１節　組織の設置..... 3
第２節　動員配備..... 12
第３節　情報の種類、発表基準等..... 15
第４節　気象予警報等の伝達系統..... 20
第５節　通信手段の確保..... 23
第６節　被害情報の収集及び報告..... 25
第７節　防災関係機関の応援等..... 38
第３章　発災時における防災対策の充実..... 44
第１節　ボランティア制度の活用..... 46
第２節　災害広報・広聴..... 50
第３節　消火活動の実施..... 55
第４節　水防活動の実施..... 60
第５節　救急・救助活動の実施..... 61
第６節　救急医療活動の実施..... 63
第７節　避難対策の実施..... 68
第８節　食料の供給..... 93
第９節　飲料水の供給..... 97
第１０節　物資の調達..... 99
第１１節　住宅の確保..... 102
第１２節　保健（防疫等）対策の実施..... 107
第１３節　遺体の収容、処置..... 110
第１４節　要配慮者支援対策の実施..... 113
第１５節　ライフラインの応急対策の実施..... 116
第１６節　情報システムの応急対策の実施..... 120
第１７節　廃棄物対策の実施..... 121
第１８節　交通・輸送対策の実施..... 125
第１９節　教育対策の実施..... 135
第２０節　警備対策の実施..... 138
第２１節　公共施設等の応急対策の実施..... 142
第２２節　二次災害防止対策の推進..... 144
第２３節　災害救助法の実施..... 145

第１章　基本方針

本市の自然・社会的現状を踏まえ、大規模な風水害が発生した場合における応急対策の基本方針は、次のとおりとする。

発災時における防災マネジメントの充実

・被害規模等の情報の収集連絡を迅速に行う。
・被害状況等の情報に基づき、所要の体制を整備する。

発災時における防災システムの充実

・人命の救助・救急・医療・水防・消火活動を進める。
・避難対策、必要な生活支援（食料、水、生活必需品等の供給）を行う。
・保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧に対処する。
・被災者への情報提供を行い、二次災害（土砂災害、風水害等）の防止を図る。
・広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れる。

第２章　発災時における防災マネジメントの充実

- 動員は、気象予警報、被害状況等を基準として段階的に計画する。
- 災害情報の収集・伝達に関しては、本市の各部署をはじめ、防災関係機関ごとにそれぞれの所掌事務を基本として、情報収集計画を定める。
- 兵庫県・市町間の応援、職員の派遣、自衛隊に対する派遣要請等、具体的な計画を定める。

■章の構成

第２章 発災時における 防災マネジメントの充実	第１節　組織の設置 第２節　動員配備 第３節　情報の種類、発表基準等 第４節　気象予警報等の伝達系統 第５節　通信手段の確保 第６節　被害情報の収集及び報告 第７節　防災関係機関の応援等

第１節　組織の設置

担　当	責 任 者	危機管理監
	関係機関	各項目に記載

■赤穂市の本部体制の流れ

赤穂市災害警戒本部 → 赤穂市水防本部 → 赤穂市災害対策本部

１　赤穂市災害警戒本部の設置

（１）設置・廃止基準

①　設置基準

危機管理監は、赤穂市水防本部又は赤穂市災害対策本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、次の基準に該当する場合、赤穂市災害警戒本部を設置する。

なお、災害警戒本部から、必要に応じ水防本部へ移行し、災害事象の拡大に伴い、災害対策本部へ移行する。

ア　気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発令され、災害の発生のおそれがあるとき

イ　風水害等により小規模の災害が発生したとき

ウ　その他、危機管理監が特に必要と認めるとき

②　廃止基準

ア　災害の危険が解消したと認めるとき

イ　赤穂市水防本部又は赤穂市災害対策本部が設置されたとき

（２）設置場所

赤穂市災害警戒本部の設置は、市役所本庁舎３階303会議室とする。

ただし、当該場所に設置することが不可能な場合は、危機管理監が指定する場所に設置する。

（３）組織及び事務分掌

①　本部長

ア　本部長には、危機管理監が当たる。

イ　本部長は赤穂市災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

②　副本部長

ア　副本部長には、総務部長が当たる。

イ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③　本部員

ア　本部員は、市長公室長、市民部長、健康福祉部長兼福祉事務所長兼すこやかセンター長、建設部長、産業振興部長、消防長、教育次長（管理担当）、上下水道部長の職にある者をもって充てる。

イ　本部員は、本部長の命を受け赤穂市災害警戒本部の事務に従事する。

なお、本部員は事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配置することができる。

④　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

本 部 長	副本部長	本　部　員
危機管理監	総務部長	市長公室長、市民部長、健康福祉部長兼福祉事務所長兼すこやかセンター長、建設部長、産業振興部長、消防長、教育次長（管理担当）、上下水道部長

ア　本部会議の協議事項

- 本部の動員配備態勢に関すること
- 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- その他の災害に関する重要な事項

イ　本部会議の開催

- 本部会議は、市役所本庁舎３階303会議室で開催する。
- 各本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 各本部員は、必要により班長、その他所要の班員を伴って、会議に出席することができる。
- 各本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、本部長にその旨申し出るものとする。

⑤　決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が班員に周知を要すると認めたものについては、各本部員は、速やかにその徹底を図る。

⑥　報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

２　赤穂市水防本部の設置

赤穂市水防本部は、本市の水防を統轄するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、赤穂市災害対策本部が設置された時は、同本部に統合される。

赤穂市水防本部の組織及び運営については、赤穂市水防計画の定めるところによるが、おおむね次のとおりである。

（１）赤穂市水防本部の組織

赤穂市水防本部は、水防事務を統括するため、市長を本部長、副市長、教育長を副本部長として、市役所本庁舎３階303会議室に設置する。

（２）設置基準

①　特別警報が発表されたとき。

また、暴風、大雨、洪水、高潮の警報、土砂災害警戒情報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

②　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に、津波注意報・警報を発表したとき。

③　災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

（３）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部長	副本部長	本　部　員
市　長	副市長 教育長	危機管理監、市長公室長、会計管理者、議会事務局長、総務部長、 市民部長、健康福祉部長兼福祉事務所長兼すこやかセンター長、建設部長、 産業振興部長、上下水道部長、消防長、教育次長（管理担当・指導担当）、 学校給食センター担当参事、市民病院事務局長兼介護老人保健施設事務長

①　会議の招集は、原則として本部長が行う。

②　本部員は、連絡員として部下職員を出席させることができる。

③　本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、本部長に要請することができる。

④　協議事項

ア　災害応急対策の総合調整に関すること

イ　兵庫県との連絡・協議に関すること

ウ　職員の動員・配備態勢に関すること

エ　避難指示及び警戒区域の設定に関すること

オ　関係機関への応援要請に関すること

カ　災害救助法の適用申請に関すること

キ　激甚災害の指定の要請に関すること

ク　応急対策に要する予算及び資金に関すること

ケ　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

（４）廃止の基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常時の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

（５）設置及び廃止の通知

本部長は、赤穂市水防本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

（６）職務権限の代行

市長が不在等の非常時における赤穂市水防本部設置等の市長権限委譲順位は、次のとおりとする。

- 第１　副市長
- 第２　教育長

３　赤穂市災害対策本部の設置

市長は、台風・大雨による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、赤穂市災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置を受けて、本部事務局は庁内各部各班との連絡体制を強化するとともに、防災関係機関との連携・協力体制を確立する。

（１）設置・廃止基準

①　設置基準

ア　特別警報が発表されたとき、又は暴風、大雨、洪水、高潮の警報、土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害の発生が予測され、総合的な対策を実施する必要があるとき

イ　気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報・警報を発表したとき

ウ　警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

②　廃止基準

ア　災害の危険が解消したと認めるとき

イ　災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき

（２）設置及び廃止の通知

本部長は、赤穂市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

（３）設置場所

赤穂市災害対策本部の設置は、市役所本庁舎３階303会議室とする。

ただし、当該場所に設置することが不可能な場合は、市長が指定する場所に設置する。

なお、代替施設の候補として、防災センターを予定している。

（４）組織及び事務分掌

①　本部長

ア　本部長には市長が当たる。

なお、市長不在時は、次の順位で代行する。

- 第１　副市長
- 第２　教育長

イ　本部長は赤穂市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

②　副本部長

ア　副本部長には副市長・教育長が当たる。

イ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③　本部員

ア　本部員は、危機管理監、市長公室長、総務部長、会計管理者、市民部長、健康福祉部長兼福祉事務所長兼すこやかセンター長、建設部長、産業振興部長、上下水道部長、議会事務局長、消防長、教育次長（管理担当・指導担当）、学校給食センター担当参事、市民病院事務局長兼介護老人保健施設事務長の職にある者をもって充てる。

イ　本部員は、本部長の命を受け、赤穂市災害対策本部の事務に従事する。

④　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

本部長	副本部長	本　部　員
市　長	副市長 教育長	危機管理監、市長公室長、会計管理者、議会事務局長、総務部長、 市民部長、健康福祉部長兼福祉事務所長兼すこやかセンター長、建設部長、 産業振興部長、上下水道部長、消防長、教育次長（管理担当・指導担当）、 学校給食センター担当参事、市民病院事務局長兼介護老人保健施設事務長

ア　本部会議の協議事項

- 本部の動員配備態勢の切替及び廃止に関すること
- 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- 本部長の市民に対する指示又は避難情報に関すること
- 災害救助法の適用に関すること
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること
- 災害対策に要する経費の処置方法に関すること
- その他の災害に関する重要な事項

イ　本部会議の開催

- 本部会議は、特別な指示がない限り、市役所本庁舎３階303会議室で開催する。
- 各本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 各本部員は、必要により班長、その他所要の班員を伴って、会議に出席することができる。

● 各本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出る。

ウ　各部連絡員

● 各部の連絡員（部内の総括及び連絡調整担当）は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対応活動に必要な情報のとりまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する任務に当たる。

● 各部の連絡員は、必要に応じて本部長の命により、所定の場所に常駐する。

エ　決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が班員に周知を要すると認めたものについては、各本部員は、速やかにその徹底を図る。

⑤　事務分掌

赤穂市災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は、次のとおりである。

なお、機構改革等により変更があった場合は、本部長は各班の編成等を変更することができる。

（参照）資料編資料集3-1　赤穂市災害対策本部条例（P資料-90）

■赤穂市災害対策本部組織図

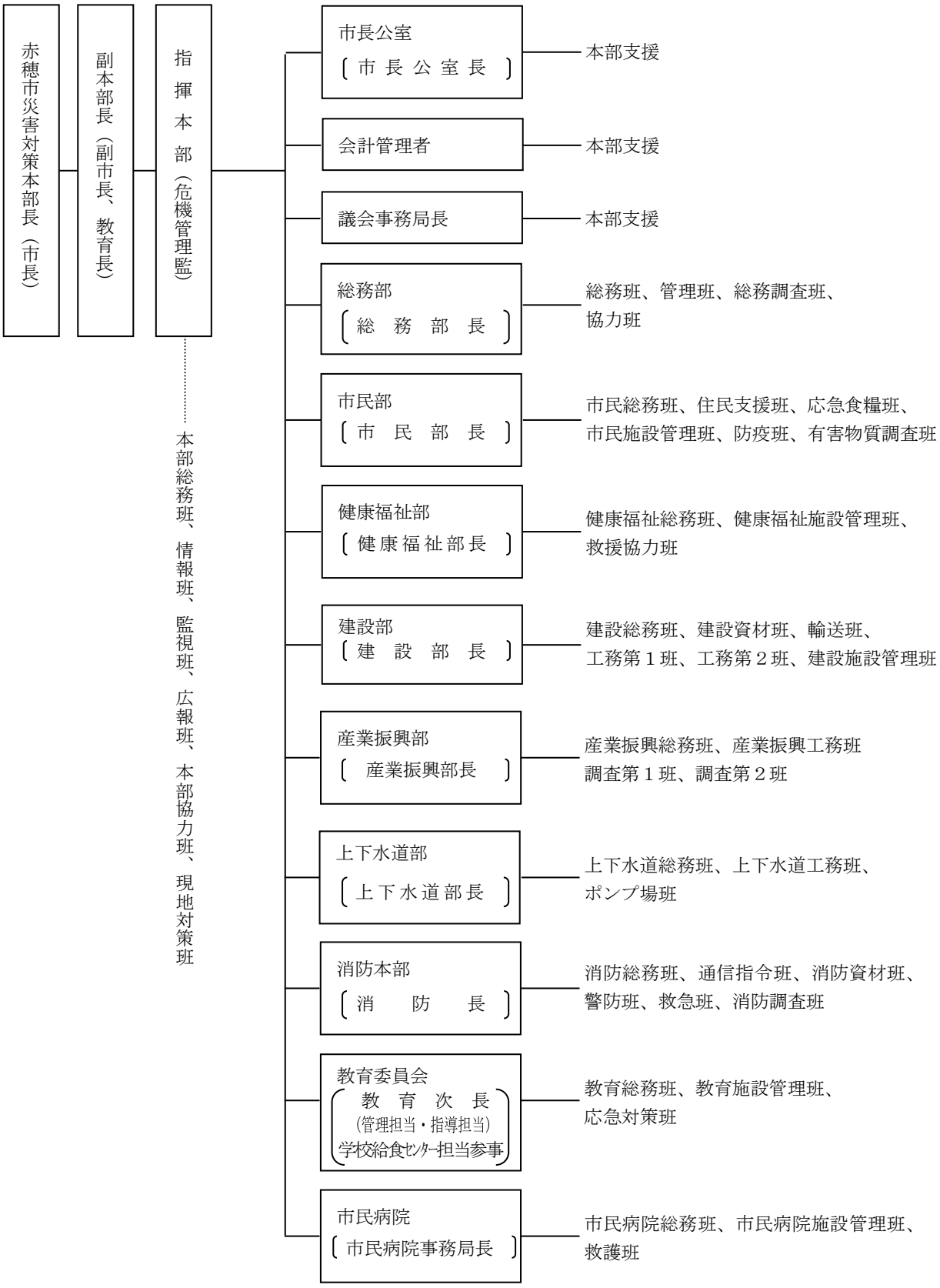

■赤穂市地域の災害対策全体組織図

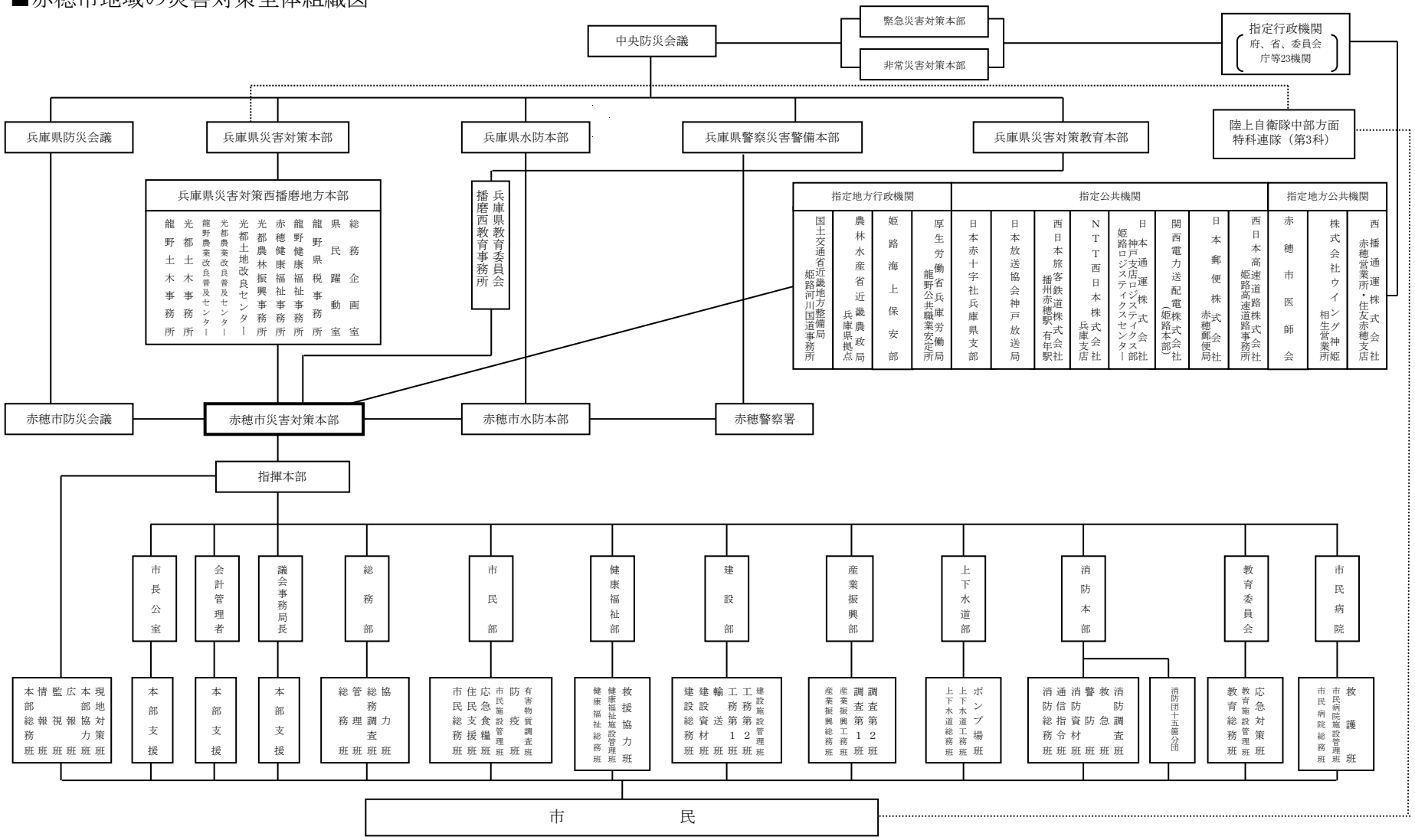

⑥　各部の編成並びに事務分掌

各部の編成並びに事務分掌については、資料編を参照。

なお、災害の状況により、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

（参照）資料編資料集3-2　各部の編成並びに事務分掌（P資料-91～99）

第２節　動員配備

担　当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	関係機関	各項目に記載

動員基準は、気象予警報、被害状況等を基準として段階的な計画を図る。

主な想定災害となる風水害等は段階的・波状的に被害が拡大することから、状況に応じ動員を拡大することとし、原則として動員方法は招集とする。

１　職員の配備態勢

災害に対処するため、市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害の状況により、別に示す非常配備態勢のうち必要な態勢をとる。

なお、市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部、又は課（班）に対し、種別の異なる非常配備態勢を指令することができる。

２　動員の方法

（１）勤務時間中における動員

指揮本部本部総務班（危機管理担当課長）の要請により、総務部管理班（人事課長）は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、総務部管理班（人事課長）は、課員の使送により、各部の総務班長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた各部の総務班長は、各班に伝達し、各班長は職員及び所管する出先機関に伝達する。

（２）勤務時間外における動員

指揮本部本部総務班（危機管理担当課長）は、「職員招集連絡体制」に基づき、各部の総務班長を通じ、電話連絡により動員の伝達を行う。

なお、職員は、テレビ、ラジオを視聴し、招集に応じられるよう待機し、停電時ほか連絡がない場合でも状況を勘案し、自主参集する。

（３）動員の報告

各部の総務班長は、出先機関も含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務部管理班（人事課長）に登庁人員数等を報告する。

３　職員の動員配備

赤穂市災害対策本部が設置されたときの動員配備は、次のとおりである。

① 赤穂市災害対策本部の本部員は、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
② 災害時対応指定職員は、速やかに勤務場所又はあらかじめ指示された場所において災害応急対策に当たる。
③ 災害の状況により、所定の場所に参集できない職員は、所属長にその旨を報告するとともに、本庁又は最寄りの公民館・学校に参集し、所定の場所に参集可能となるまでの間、当該施設長又は所属長等の指示に従い災害応急対策に当たる。

４　職員の服務

すべての職員は、赤穂市災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、赤穂市災害対策本部員及び班長等は、これに関わらず、直ちに配備に就く。

④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの本市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。

ただし、赤穂市災害対策本部員及び班長等は、これに関わらず、直ちに配備に赴く。

⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等を注視し、これを随時、所属長又は指揮本部本部総務班に連絡する。

この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに指揮本部本部総務班へ報告する。

⑥ 災害対応に当たる職員は、自身の安全確保に留意する。

■非常配備態勢一覧

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	本部長からの指令
第１非常配備態勢	1　今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき 2　市域で震度４の地震を観測したとき**（自動発令）** 3　市域で震度３以下の地震を観測し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数の人員を配備し主として情報連絡及び警戒に当たる態勢	水防指令第１号
第２非常配備態勢	1　水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき 2　水防警報の「準備」が発せられたとき 3　市域で震度５弱以上の地震を観測したとき**（自動発令）**	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のおおむね５割の人員を配備し、防災活動に当たる態勢	水防指令第２号
第３非常配備態勢	1　水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第２非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき 2　水防警報の「出動」が発せられたとき 3　兵庫県瀬戸内沿岸に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表されたとき**（自動発令）** 4　市域で震度６弱以上の地震を観測したとき**（自動発令）**	完全な水防態勢	原則として、所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する態勢	水防指令第３号

（注）勤務時間外に大規模な地震が発生し、通信の途絶等により配備態勢・職員動員等の伝達が困難になった場合は、第３非常配備態勢が出されたものとする。

また、勤務時間の内外を問わず、自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける態勢を整えておくものとする。

第３節　情報の種類、発表基準等

１　気象注意報・気象警報等の種類、基準及び地域細分

（１）気象注意報・気象警報等の地域細分

地域細分及び担当気象官署は次に示すとおりであり、本市は一次細分では「南部」地域に含まれ、「播磨南西部」地域に属する。

■地域細分（津波警報・注意報を除く。）と担当気象官署

	一次細分区域	市町をまとめた地域	市　町	担当気象官署
兵庫県	北　部	但馬北部	豊岡市、美方郡（香美町、新温泉町）	神戸地方気象台
		但馬南部	養父市、朝来市	
	南　部	北播丹波	西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可郡（多可町）	
		播磨北西部	宍粟市、佐用郡（佐用町）、神崎郡（神河町、市川町、福崎町）	
		阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡（猪名川町）	
		播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡（播磨町、稲美町）	
		播磨南西部	姫路市、相生市、たつの市、**赤穂市**、揖保郡（太子町）、赤穂郡（上郡町）	
		淡路島	淡路市、洲本市、南あわじ市	

（２）特別警報

気象等により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

■特別警報の発表基準

現象の種類	基　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

（３）警報

気象等により重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

（参照）資料編資料集3-3　気象庁警報・注意報基準（P資料-100～101）

（４）注意報

気象等により重大な災害の起こるおそれのある旨を注意して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

（参照）資料編資料集3-3　気象庁警報・注意報基準（P資料-100）

２　気象情報

神戸地方気象台は、気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表するほか、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から発表するほか、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階の警戒レベルに分けて、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けて防災情報を提供する。

このほか、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、浸水キキクル、洪水キキクル、流域雨量指数、土砂キキクルの予測値を提供する。

（１）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種　　類	概　　要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【５段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 ・「注意」（黄）：各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に注意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。 ３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【５段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（２）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【５段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・「今後の情報に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

３　火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第１項に基づき知事に対して火災気象通報を行う。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

①　乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部60％、北部70％以下で、最小相対湿度が40％以下となる見込みのとき。

②　強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

市長は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令することができる。

４　水防警報

国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定した千種川又は市内海岸について、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防団（水防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備を行う。

５　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬期は県北部、県南部で発表）で神戸地方気象台が発表する。

大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

６　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

第４節　気象予警報等の伝達系統

担　当	責 任 者	危機管理監 各部長
	班	情報班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

１　伝達系統図

気象予警報の伝達並びに周知徹底は、おおむね次の系統図により行う。

（１）気象予警報

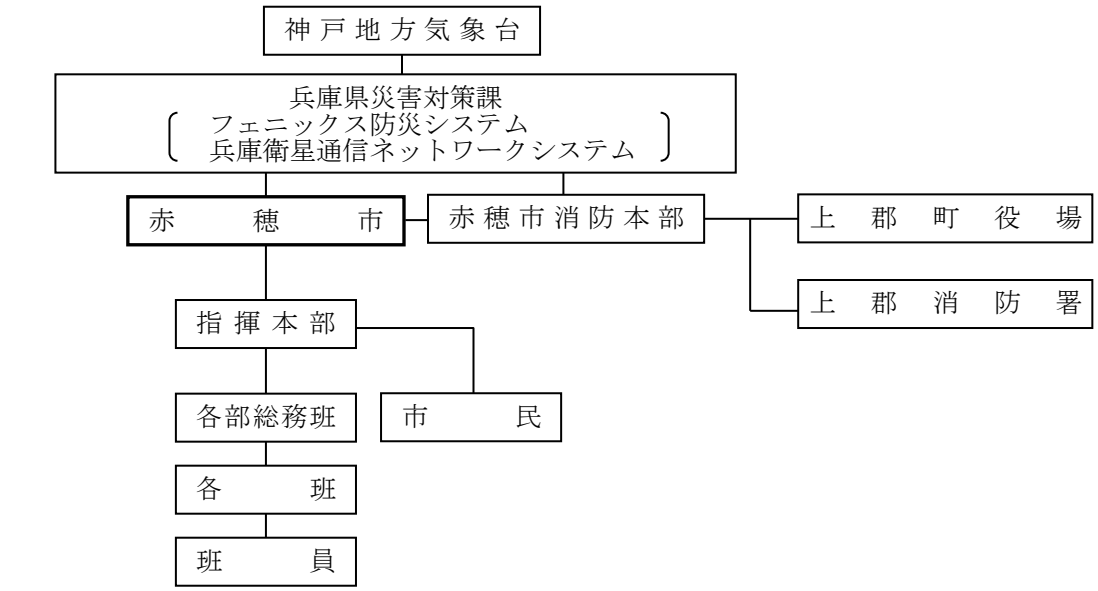

（海上船舶関係）

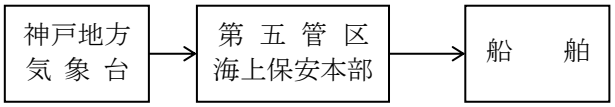

（２）火災警報

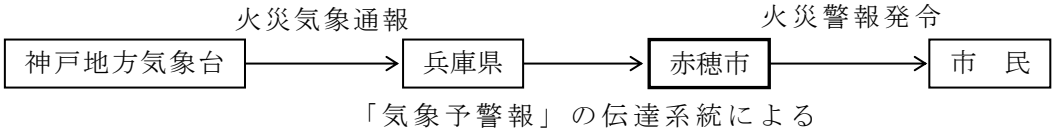

「気象予警報」の伝達系統による

（３）県民局長の発する水防警報

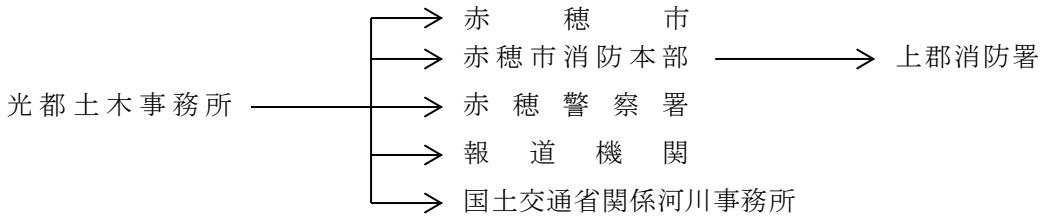

（４）発見者からの通報系統図

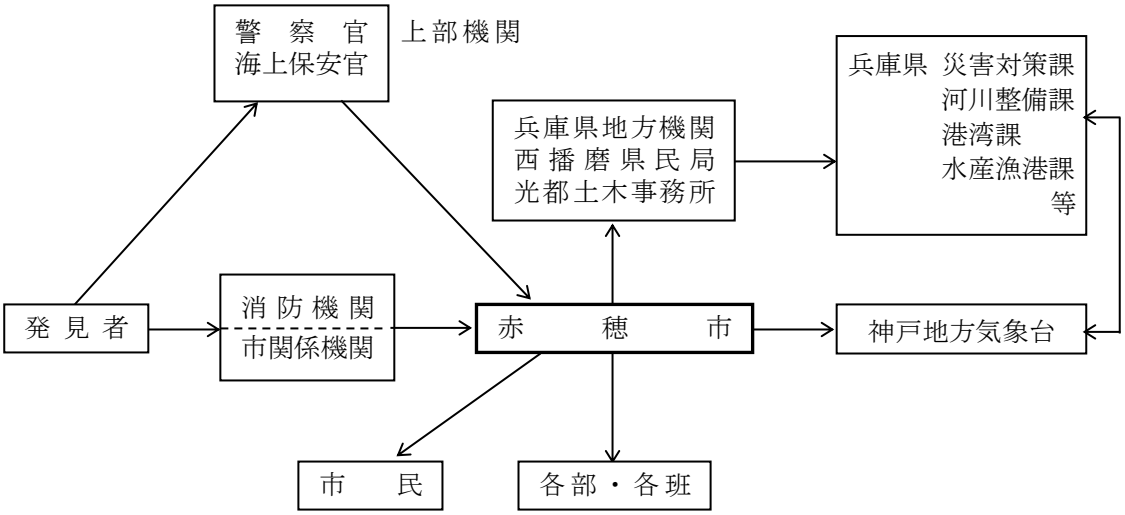

２　伝達の手順

①　兵庫県（気象台）から本市に通報される警報・注意報、火災予防のための気象通報及び情報は指揮本部本部総務班及び消防本部が受領する。

②　指揮本部本部総務班長は、警報・注意報又は情報を受領した場合は、速やかに本部長、副本部長、危機管理監、総務部長及び建設部長に報告するとともに関係部長に伝達する。

③　指揮本部本部総務班長から伝達を受けた関係部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに関係出先機関等へ伝達する。

④　指揮本部本部総務班長は、警報・注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等所要の措置を行う。

⑤　指揮本部本部総務班長は、上司の命があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係部長へ伝達するとともに関係先へ所要の連絡を行う。

⑥　指揮本部本部総務班長は、前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係部長との間に警報等の受領伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、休日、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておく。

３　市民等への周知徹底

市民や事業者等への周知については、次の手順のとおりとする。

なお、要配慮者の利用する施設（高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設）への洪水予報等の伝達については、特に留意する。

■系統図

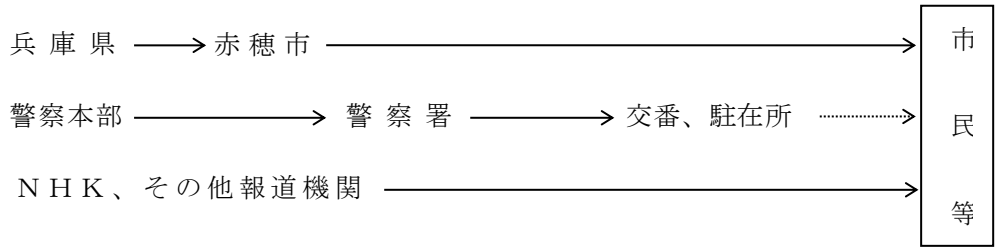

（海上船舶関係）

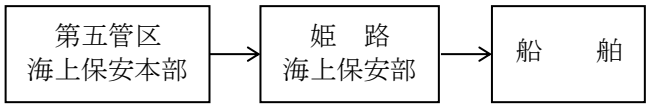

第５節　通信手段の確保

担　当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	班	情報班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

１　通信手段の確保

本市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに各種通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、通信手段の確保については、特に孤立化が想定される地域に対しては十分な配慮を行う。

（１）公衆電気通信

①　指定電話

本市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として、指定電話は、「災害時優先電話」を充てる。

（参照）資料編資料集3-4　災害時優先電話一覧（P資料-102）

②　連絡責任者

本市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

（２）連絡員による通信

①　赤穂市の各部

本市の各部長は、本部と各部との連絡体制を確保するため、連絡員を赤穂市災害対策本部に派遣する。

なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降、市長（赤穂市災害対策本部長）の指揮下に入る。

②　防災関係機関

防災関係機関は、赤穂市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を赤穂市災害対策本部に派遣する。

なお、連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

（３）防災行政無線

災害発生時には、住民等に対しサイレン吹鳴、広報等による災害情報の提供を行う。

（４）有線通信網

①　ファクシミリ等の優先利用

本部・本市各部出先機関・防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリによる文書連絡によって行う。

②　非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。

③　警察・消防通信の利用

ア　消防通信

消防署に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が整備されている。

イ　警察有線電話通信網

兵庫県警察本部を起点として、各警察署、各管下交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網を利用する。

（５）有線通信が途絶した場合の措置

①　兵庫県・隣接市町及び防災関係機関との連絡

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク・衛星電話を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として非常用自家発電機を配置し、常時通信を確保している。また、必要に応じ、消防無線、警察無線、簡易無線、本部連絡員携帯無線機、伝令の派遣等により行う。

②　赤穂市各部（出先機関）との連絡

本市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、携帯電話、防災行政無線、消防無線、警察無線、簡易無線、伝令の派遣等により行う。

第６節　被害情報の収集及び報告

担　当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	班	情報班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

１　兵庫県、赤穂市、警察間の情報活動の緊密化

① 情報の収集及び伝達は、兵庫県災害対策本部（兵庫県災害対策西播磨地方本部経由）と赤穂市災害対策本部間のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。また、被害情報は、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用し、関係省庁等と共有する。

② 赤穂市災害対策本部は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し、道路、河川、港湾等の被害状況を調査し、速やかに情報収集する。

③ 情報活動の緊密化のため必要に応じ警察署から警察官が、兵庫県災害対策本部から職員が赤穂市災害対策本部に派遣される。

④ 兵庫県災害対策本部に対する要請等は、指揮本部本部総務班においてとりまとめて実施する。

⑤ 兵庫県災害対策本部に対する報告は、指揮本部本部総務班においてとりまとめて実施する。

⑥ 本市は、消防無線等により、被害状況等の把握に努め、遅滞なく兵庫県及び関係機関に通報する。

⑦ 人的被害の数（死者・行方不明者の人数）の把握については、兵庫県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、兵庫県災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

なお、人的被害の数は、兵庫県が一元的に集約・調整する。

⑧ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

⑨ 必要に応じて、航空機、無人航空機、巡視船、車両、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報については、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間で共有する。

２　赤穂市災害対策本部における災害情報の収集・伝達

（１）赤穂市災害対策本部における被害状況収集系統図

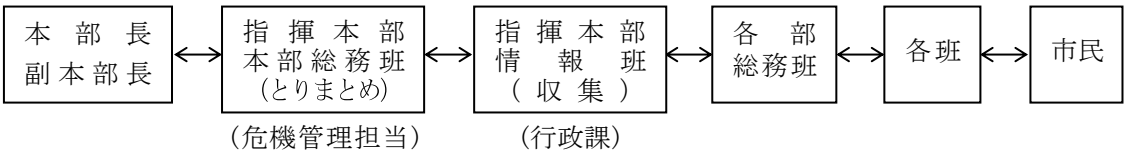

被害状況の調査は、被害程度の認定基準により、被害状況をとりまとめ、兵庫県災害対策本部で使用する被害状況の様式に従い、各部で作成し、指揮本部情報班に報告する。

（参照）資料編資料集3-5　被害の認定基準（P資料-103～106）

（参照）資料編様式集3-1　被害の報告様式（P様式-1～5）

（２）各部における情報収集

■調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
指揮本部	1 災害対策全般の調整 2 災害全般の情報収集 3 各部被害状況のとりまとめ	指揮本部本部総務班 ← 各部総務班 指揮本部情報班 ← 各部総務班 指揮本部本部総務班 ← 各部総務班
市長公室	本部長の特命事項の調査	
総務部	1 市有財産の被害調査 2 土地家屋の被害調査	総務部管理班 ← 各部総務班 総務部総務調査班 ← 自治会役員、市民等
市民部	環境衛生施設の被害調査	市民部市民総務班 ← 市民施設管理班
健康福祉部	社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査	← 市立施設 健康福祉部健康福祉総務班 ← 救援協力班 ← 民間施設
建設部	1 土木関係の被害調査 2 公共建物の被害調査 3 建設関係（公営住宅）被害調査 4 公園等の被害調査	建設部建設総務班 ← 工務第１・２班 ← 各部 建設部建設総務班 ← 建設施設管理班 ← 市民 ← 住宅管理人
産業振興部	農林、水産、観光、商工関係の被害調査	← 産業振興工務班 産業振興部産業振興総務班 ← 調査第１・２班 ← 市民
教育委員会	教育関係の被害調査	教育委員会教育総務班 ← 教育施設管理班 ← 市立各学校 ← 園、所、公民館
上下水道部	上下水道施設の被害調査	← 上下水道工務班、ポンプ場班 上下水道部上下水道総務班 ← 各施設管理人 ← 市民
市民病院	1 医療施設の被害調査 2 人的被害調査	← 市民病院 市民病院市民病院総務班 ← 病院 ← 診療所
消防本部	1 災害関係の情報 2 人の被害調査 3 消防施設関係の被害調査	← 消防調査班 消防本部消防総務班 ← 市民

（３）画像情報の収集

本市は、原則として、火災・災害等が発生したときは、兵庫県が設置するヘリコプターテレビ電送システム等、又は消防本部が整備しているドローン及びＬｉｖｅ119映像通報システム等を活用して、画像情報の収集に努める。

（４）被害状況等の集約・整理

指揮本部本部総務班は、各班の被害状況の報告を受けた場合、被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、以下の方法により必要な情報（災害情報、避難状況等）を各職員に伝達する。

また、必要に応じて被災者支援システムの立ち上げ及び運用を図り、罹災証明書の発行など被災者支援に活用する。

①　伝達手段

ア　庁内放送

イ　庁内メール

ウ　赤穂市ホームページ

②　集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

ア　確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別する。

イ　確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。

ウ　応援要請等に係る情報を整理する。

エ　情報の空白地帯を把握する。

オ　被害が軽微な地区、又は被害がない地区を把握する。

３　兵庫県への災害情報の伝達系統

本市は、災害の発生を覚知したときは、その概況等をフェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークシステム・衛星電話で、別に定める様式により兵庫県災害対策本部へ遅滞なく報告する。

なお、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況及びとるべき防止措置並びに応援の必要の有無等について、併せて報告する。

（１）報告基準

①　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致する災害

イ　赤穂市災害対策本部を設置した災害

ウ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

エ　自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

②　風水害

ア　がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの

イ　河川の水があふれ、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた

もの

③　雪害

ア　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

④　社会的影響基準

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

⑤　その他

災害による被害に対し、国の特別の財政的援助を要する災害

（２）収集すべき情報

①　赤穂市

ア　災害発生直後

- 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 土砂災害、洪水の発生状況
- 家屋等建物の被害状況
- 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 避難の必要の有無及び避難の状況
- 市民の動向
- 道路、港湾、及び交通機関の被害状況
- 電気、上下水道、電話等ライフラインの被害状況
- その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ　その後の段階

- 被害状況
- 避難指示又は警戒区域の設定状況
- 避難所の設置状況
- 避難生活の状況
- 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
- 電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況
- 医療機関の開設状況
- 救護所の設置及び活動状況
- 傷病者の収容状況
- 道路、港湾、及び交通機関の復旧状況

ウ　その他法令に定める報告等

②　防災関係機関

市内の防災関係機関は、その所管する施設等で被害が発生した場合は、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況、応急対策実施状況及び復旧見込みについて、兵庫県及び赤穂市災害対策本部へ遅滞なく報告する。

（３）災害情報の伝達手段

① 本市は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムの端末機器（以下「防災端末」という。）に情報を入力する。

② 兵庫県からの被害状況の把握のため、指定する時間ごとの報告を求められた場合には、関係機関の情報を精査の上、遅滞なく防災端末に入力する。

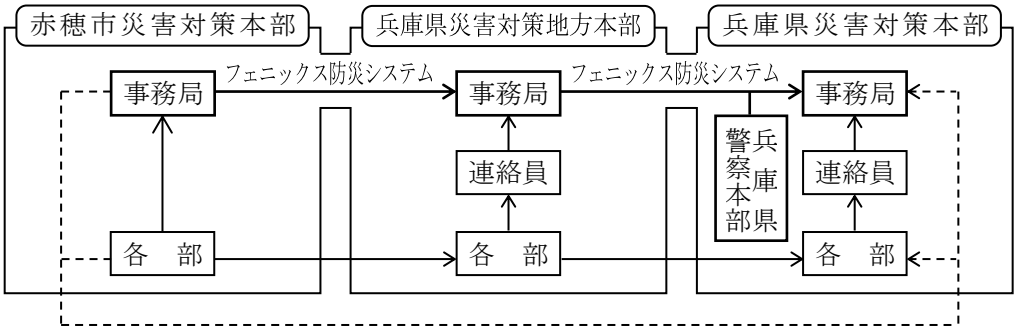

（注）　1　緊急を要する場合については、 ---- 線の伝達経路によることがある。
2　兵庫県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3　本部が設置されない場合も上図に準じる。

③ 災害情報報告を行う場合は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。

④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、ＮＴＴ西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

（４）報告系統

① 本市は、兵庫県に災害情報を報告する。

また、本市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

② 兵庫県は、本市から災害情報の報告を受け、それをとりまとめて内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。

なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

③ 本市は、通信の不通等により兵庫県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、その場合にも、本市は兵庫県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は兵庫県に対して報告する。

（兵庫県の連絡窓口）

回線別＼区　分		勤務時間内	勤務時間外
○災害対策本部設置時 災害対策本部事務局	電話	078-362-9900（勤務時間内外とも）	
	FAX	078-362-9911・9912（勤務時間内外とも）	
○災害対策本部未設置時 災害対策課（災害対策班）	電話	078-362-9330	078-362-9900
	FAX	078-362-9911・9912	078-362-9911・9912
○西播磨県民局 災害対策西播磨地方本部	電話	0791-58-2100	0791-58-2112
	FAX	0791-58-2328	0791-58-2328

（消防庁の連絡窓口）

回線別＼区　分		勤務時間内 （平日 8:30～18:15） ※応急対策室	勤務時間外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

＜報告系統＞

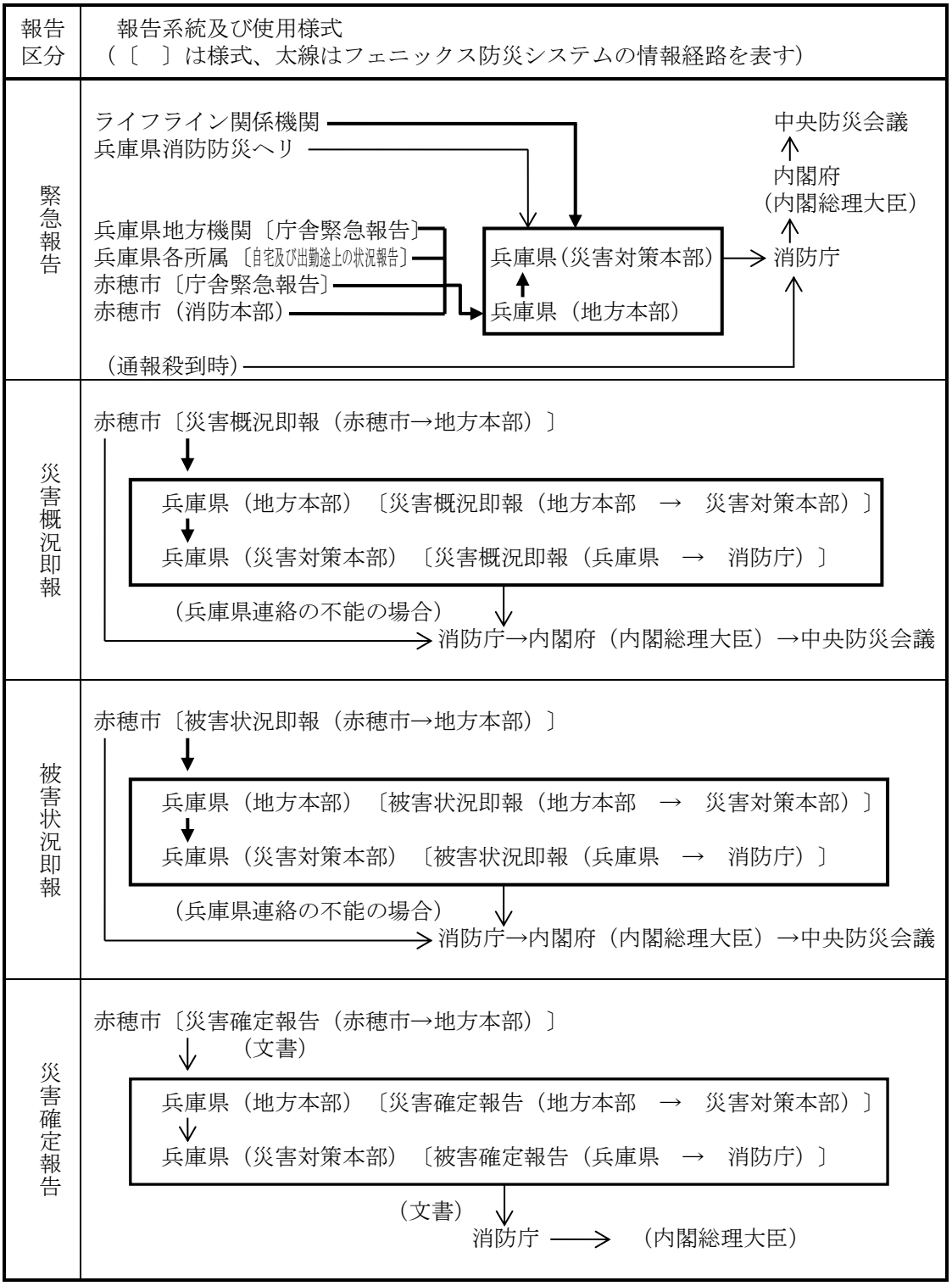

（注）1　本部が設置されない場合も上図に準じる。
2　赤穂市は、兵庫県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接兵庫県（災害対策本部）に報告する。
3　報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

（５）報告の種類

① 緊急報告

ア　本市は、庁舎周辺の状況を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に原則、フェニックス防災端末で報告する。

ただし、これによりがたい場合は、衛星電話、ファクシミリ等で報告する。

> 報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

イ　本市は、直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、第一報を兵庫県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

また、119番通報の殺到状況についても、市から県及び国（消防庁）へ報告する。

ウ　本市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、兵庫県を経由することなく直接報告し、その旨兵庫県にも後で報告する。

> 報告内容は必ずしも具体的で被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。
> 報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

② 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

本市は、報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

> 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。
> 至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

③　被害状況即報

本市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

④　災害確定報告

本市は、応急措置完了後、速やかに兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

⑤　その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号（令和5年5月消防応第55号にて一部改正））及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号（令和7年4月消防応第44号にて一部改正））により行う。

■報告の区分

区分	基　準	状況・時期	内　容	系　統	手段	様式
緊急報告	①　災害救助法の適用基準に合致する災害 ②　災害対策本部を設置した災害 ③　①又は②に定める災害になるおそれのある災害 ④　自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害 ⑤　がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの ⑥　河川の水があふれ、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ⑦　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ⑧　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの ⑨　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ⑩　災害による被害に対し、国の特別の財政的援助を要する災害	・災害が同時多発 ・多くの死傷者が発生 ・被害通報が殺到したとき	・具体的内容は不要 ・被害通報受信状況 ・把握できている情報があれば補足	赤穂市 →（不通）西播磨県民局（地方本部） ↓ →（不通）兵庫県災害対策課（災対本部） ↓ → 国（消防庁）	兵庫衛星通信ネットワークシステム フェニックス防災システム 電話 ファクシミリ	様式にこだわらない
災害概況即報		・報告すべき災害を覚知したとき直ちに ・特に災害の規模が赤穂市の対応力を超えると予想されるとき	・人的被害の状況 ・建築物の被害状況 ・土砂災害等の発生状況 ・被害規模に関する概括的情報（災害の当初で被害状況が把握できた範囲からでも可）		〃	被害状況報告
被害状況即報		・兵庫県が指定する定時 ・内容が重要と判断される情報を入手したとき	具体的災害情報（様式に準じる）	赤穂市 → 西播磨県民局（地方本部） ↓ 兵庫県災害対策課（災対本部） ↓ 国（消防庁）	兵庫衛星通信ネットワークシステム フェニックス防災システム ファクシミリ	被害状況報告
災害確定報告		・応急措置完了後	具体的災害情報（様式に準じる）		文書	被害確定報告

（注）1　本部が設置されない場合も上表に準じる。
　　2　赤穂市は、西播磨県民局（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は直接、兵庫県災害対策課（災対本部）に報告する。

（６）各部から兵庫県への報告事項及び系統

本市の各部から兵庫県への報告事項及び系統については、次に示すとおりである。

■報告事項と系統

報告事項	報告系統
赤穂市の被害状況	赤穂市 ⟶ 西播磨地方本部事務局
地方税減収状況	赤穂市 ⟶ 兵庫県対策本部事務局
1　人、住家等被害調査 2　火災による被害調査	赤穂市 ⟶ 西播磨地方本部事務局
社会福祉施設等の被害調査	赤穂市 ⟶ 龍野健康福祉事務所
医療施設の被害調査	赤穂市 ⟶ 地域保健医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 赤穂健康福祉事務所
企業関係被害調査	赤穂市 ⟶ 西播磨県民局県民躍動室
農地、農業用施設、農地海岸の被害調査	赤穂市 ⟶ 光都農林振興事務所 光都土地改良センター
漁港関係施設の被害調査	赤穂市 ⟶ 姫路農林水産振興事務所
林地荒廃防止施設の被害調査	赤穂市 ⟶ 光都農林振興事務所
公共土木施設の被害調査（河川、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾）	赤穂市 ⟶ 光都土木事務所
都市計画施設の被害調査	赤穂市 ⟶ 光都土木事務所
1　公営住宅の被害調査 2　その他建設関係の被害調査	赤穂市 ⟶ 兵庫県まちづくり部公営住宅整備課 赤穂市 ⟶ 光都土木事務所
水防関係の情報	赤穂市 ⟶ 光都土木事務所 光都土地改良センター
教育施設の被害調査 文化財の被害調査	赤穂市教育委員会 ⟶ 播磨西教育事務所
水道施設に関する情報	赤穂市 ⟶ 赤穂健康福祉事務所
下水道施設に関する情報	赤穂市 ⟶ 兵庫県土木部上下水道課

（７）フェニックス防災システムによる災害情報の報告

本市は、災害の状況及び対応措置に関する情報をフェニックス防災システムにより、兵庫県災害対策課（兵庫県災害対策本部）へ報告する。

①　災害速報

災害情報を把握（市民からの通報、パトロールでの覚知等）した機関は、速やかにフェニックス防災システムの災害速報に入力する。

当該機関は、本市への連絡を行うとともに、本市は、フェニックス防災システムをモニターし、市域の災害情報を一元的に把握する。

個別事案や小規模な災害等については、災害速報への入力を制限しないが、それ以外については、報告要領により情報の優先順位を考慮する。

② 災害総括

一定時間の経過（兵庫県下の数カ所で被害の発生を確認し、今後、拡大が予想される段階になったとき）後、兵庫県災害対策課から西播磨県民局を通じ、市域の被害状況等をとりまとめ、指定する時間までにフェニックス防災システムの災害総括で報告するよう求められた場合、本市は、指定された時間までに災害総括を入力する。

（以後、原則として、おおむね３～４時間ごとに災害総括の報告を求められることがある。）

災害総括は、本市に一元化された市域の災害情報の総括表である。

他の機関は検索により、情報を共有化し、情報に誤り・漏れ等があることを確認した場合には、本市に連絡する。

災害総括の情報の誤り・漏れ等の修正については、原則として、本市の次回の災害総括の際に修正する。（ただし、災害対策上重大な影響を及ぼす誤り［例：死者数と負傷者数を誤って記載した］については、次回の災害総括の前に修正する必要があるので、その都度、兵庫県災害対策課と協議する。）

＜参考＞フェニックス防災システム災害速報と災害総括の比較

種　類	災害速報	災害総括
入力機関	最初に当該事案の発生を把握（覚知）したフェニックス防災システム設置機関	原則として、赤穂市のみ
入力時期	把握（覚知）の都度（直後）随時	兵庫県災害対策課が指定した時間内
入力内容	当該事案の概要等	市域の災害の状況（とりまとめ）
他機関への別手段での連絡の有無	赤穂市及び対策を必要とする場合には関係する機関に別途、連絡（電話等）する。	なし

４　被災者支援のための情報の収集・活用

（１）市民からの問合せに対する回答

本市は、円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用を図るため、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

被災者の安否について、市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。この場合において、本市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集を行う。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそ

れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

（２）被災者台帳の作成

本市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を汎用Ｗｅｂシステムである「被災者支援システム」を活用し、一元的に集約した被災者台帳を作成するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する。

兵庫県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、本市からの要請に基づき、被災者に関する情報を提供する。

（被災者台帳に記載する事項）
- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- その他被災者の援護の実施に関し、市長が必要と認める事項

（３）罹災証明書の交付

本市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立することにより、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

（４）安否不明者等の氏名等の公表

兵庫県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

本市は、県が公表する安否不明者等の氏名等について、速やかに県に情報提供するよう努める。

第７節　防災関係機関の応援等

担　当	責 任 者	危機管理監、消防長
		総務部長
	班	本部総務班、消防総務班
	関係機関	各項目に記載

市長（赤穂市災害対策本部長）は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

１　兵庫県に対する応援要請

市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に、次の事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

①　応援を必要とする理由
②　応援を必要とする人員、車両、装備、資機材等
③　応援を必要とする場所
④　応援を必要とする期間
⑤　その他応援に関し必要な事項

２　他の市町村に対する応援要請

市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援要請を行う。

他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。

なお、他の規定により定めのある場合はこの限りではない。

①　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（兵庫県、県下市町）

（参照）資料編資料集3-6（P資料-107～108）

②　西播磨地域災害時等相互応援に関する協定（西播磨市町長会）

（参照）資料編資料集3-7（P資料-109～110）

③　義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定
（義士サミット）

（参照）資料編資料集3-8（P資料-111～112）

④　兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
（兵庫県自治体病院開設者協議会）

（参照）資料編資料集3-9（P資料-113～114）

⑤　兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定
（兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会）
（参照）資料編資料集3-10（P資料-115～116）

⑥　兵庫県水道災害相互応援に関する協定
（兵庫県、県下市町、公益社団法人日本水道協会兵庫県支部ほか）
（参照）資料編資料集3-11（P資料-117～119）

⑦　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（兵庫県、県下市町、関係事務組合）
（参照）資料編資料集3-12（P資料-120～122）

⑧　兵庫県広域消防相互応援協定（県下市町、関係事務組合）
（参照）資料編資料集3-13（P資料-123～125）

⑨　播磨広域防災連携協定（播磨地域関係市町）
（参照）資料編資料集3-14（P資料-127～128）

⑩　災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）
（参照）資料編資料集3-17（P資料-136～137）

３　他市町からの応援要請

（１）応援要請

他団体からの応援を求められた場合には、市長は、必要に応じて、職員の派遣及び物資等の提供を決定する。

また、兵庫県は、被災都道府県から応援の求めを受けた場合、県内市町に対して、被災市町村への応援を求めることができる。

よって、本市は、県から職員派遣等の要請を受けた場合には、積極的に支援を行う。職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定を行う。

（２）応急応援

市長は、本市の区域に隣接する地域及びその周辺部で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず応援する。

（３）応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

本市は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣する。

４　緊急消防援助隊の要請・出動

市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び本市の消防力を考慮して、大規模な消防の応援が必要であると判断した場合は、知事に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、他の都道府県において、大規模災害又は特殊災害の発生により、消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め、もしくは指示を受けた場合、市長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させる。

５　自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際し必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣を要請するときは、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請する。

（１）災害派遣要請基準

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、赤穂市災害対策本部の職員等の動員だけでは不可能又は困難で、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣の要請を行う。

（２）災害派遣要請要領

①　自衛隊の応援を必要とする部の長は、速やかに市長（赤穂市災害対策本部長）へ報告する。

②　前記①の連絡を受けた市長（赤穂市災害対策本部長）は、自衛隊の派遣要請を求める必要があると認める場合、西播磨県民局長及び警察署長等と十分連絡をとり、知事に対して、次の事項を明らかにして自衛隊の派遣要請を求める。

この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を、自衛隊の長に対して通知することができる。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　希望する派遣区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

- 要請責任者の職、氏名
- 災害派遣時における特殊携行装備、又は作業種類
- 派遣地への最適経路
- 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識、又は誘導地点とその標示

＜派遣及び撤収要請手続経路＞

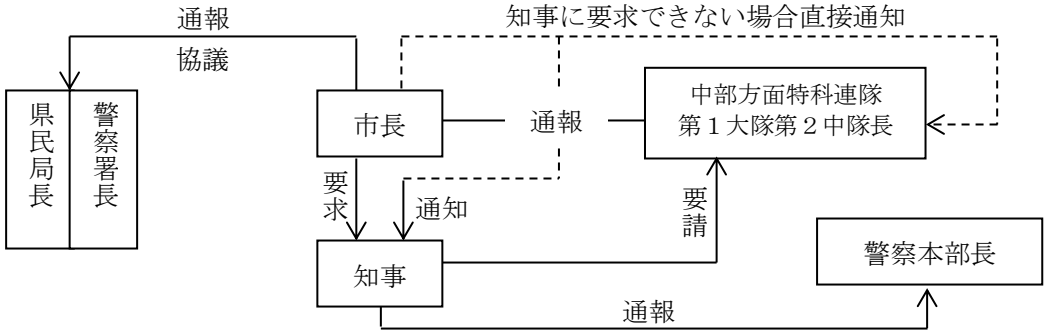

■連絡先

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	TEL 078-362-9900（時間内外とも） FAX 078-362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課 （災害対策班）	TEL 078-362-9330 FAX 078-362-9911～9912	TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911～9912
自衛隊	中部方面特科連隊 （第３科）	TEL　079-222-4001 内線 650,238 FAX　239	TEL　079-222-4001 内線 302（当直司令） FAX　398

注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

③　市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害に際し特に緊急を要し、かつ前記②の要求を行うことができないとき、又は、通信の途絶等により知事へ要請できない場合は、速やかに自衛隊に通知する。

④　市長（赤穂市災害対策本部長）は、前記③の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

（３）任務分担

本市は、派遣要請を行った場合には、次の任務を分担する。

①　作業実施期間中の現場責任者の指定

②　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

③　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

④　ヘリポートの確保

（４）自衛隊の自主派遣

①　指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣することができる。

なお、この場合、指定部隊等の長は、できるだけ早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

②　指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

ア　関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ　知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、市長から災害に関する通知、赤穂警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

エ　その他上記に準じて特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

③　大規模な災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

（５）派遣部隊の任務及び業務

派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、知事及び市長、警察、消防機関、その他国又は地方公共団体と緊密に連絡し、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援等に当たる。

（６）災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、又はその任務が終わったときは、災害派遣要請の方法に準じて、知事に報告する。

６　公共的団体等との協定

（参照）資料編資料集3-15　公共的団体等との協定（P資料-129）

７　民間企業、団体等との協定

（参照）資料編資料集3-16　民間企業、団体等との協定（P資料-130～135）

８　応援隊等の受入体制

応援隊の派遣を要請した場合の受入体制は、個々の協定、計画等によるが、特別の定めのない場合は、次のとおりとする。

（１）応援の受入れ

本市は、他の自治体からの応援を要請した場合、その応援隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部班へ速やかに連絡する。

また、警察・消防・自衛隊に対しては、部隊の展開場所や宿営等のための拠点となる場所を確保する。

（２）宿泊施設の確保

宿泊施設として、公共施設及び民間の宿泊施設の確保に努める。

（３）受援体制

大規模災害の発生により、人的又は物的資源が不足する等、市災害対策本部長が必要と認めた場合において、赤穂市災害時受援計画に基づき、応援要請など受援体制を整える行動を開始する。

①　受援本部班

受援本部班内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置する。

受援統括係は、行政機関・自衛隊等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。

②　応援の受入部

応援を受け入れる各部内に「部統括係」と「受援係」を設置し、受援係に指揮命令者及び受援担当者を置く。

③　受援体制の概要

受援体制の概要は次図のとおりである。

なお、本市における応援隊の派遣を要請した場合の受入体制等の詳細は「赤穂市災害時受援計画」による。

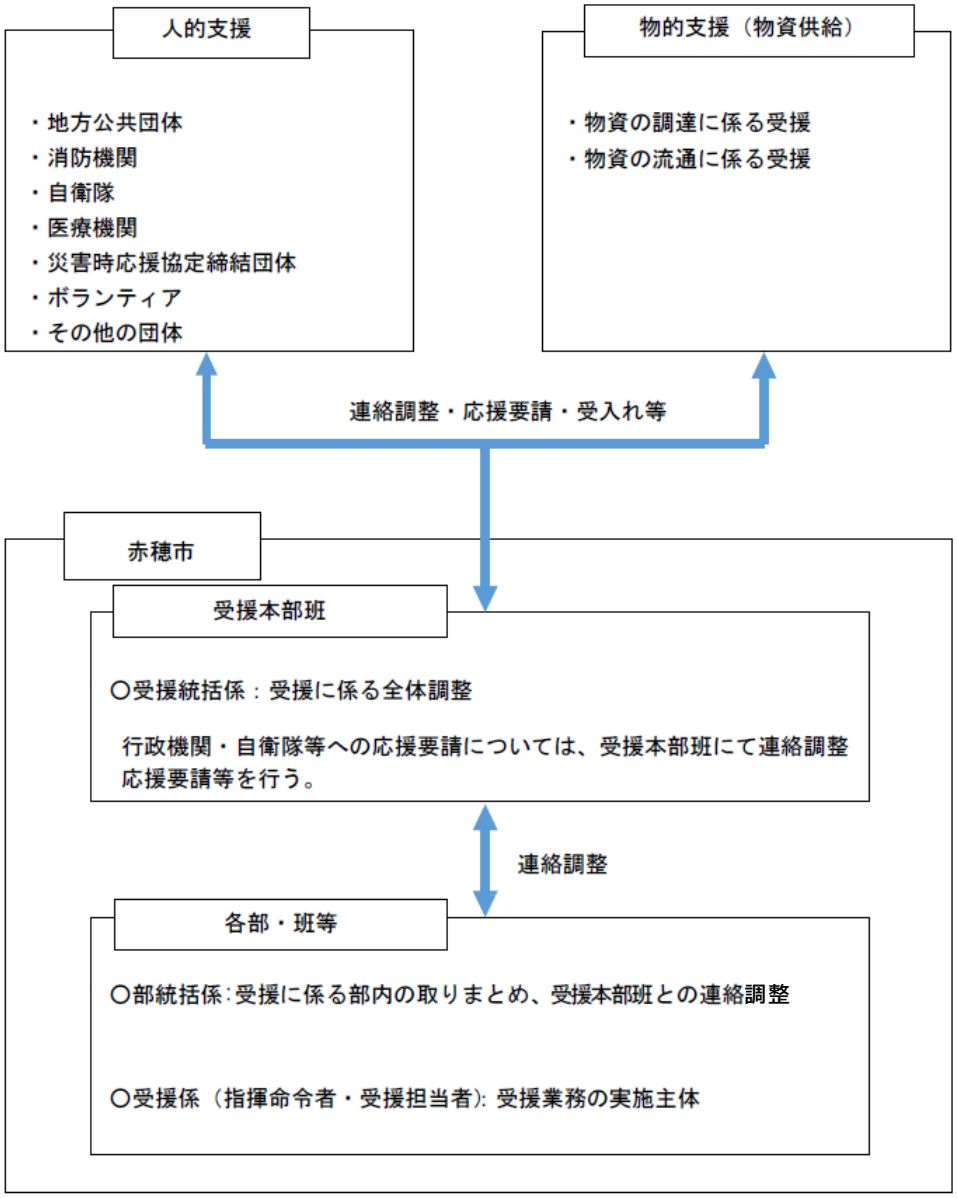

第３章　発災時における防災対策の充実

- 被災地の市民の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保する。
- 災害発生後、被災者、被災地に対し、救助・救急・医療・水防・消火活動を迅速に行う。
- 緊急輸送のための交通を確保し、緊急輸送活動を円滑に進める。
- 災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容する。
- 住宅を失った被災者に住宅の早期確保を図る。
- 被災者に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達・確保・供給する。
- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。
- 社会秩序の維持に努め、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。
- ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。
- 土砂災害等の二次災害の防止対策を進める。
- ボランティア、義援物資、義援金の受入れに適切に対応する。

■章の構成

第３章 発災時における 防災対策の充実	第１節　ボランティア制度の活用 第２節　災害広報・広聴 第３節　消火活動の実施 第４節　水防活動の実施 第５節　救急・救助活動の実施 第６節　救急医療活動の実施 第７節　避難対策の実施 第８節　食料の供給 第９節　飲料水の供給 第10節　物資の調達 第11節　住宅の確保 第12節　保健（防疫等）対策の実施 第13節　遺体の収容、処置 第14節　要配慮者支援対策の実施 第15節　ライフラインの応急対策の実施 第16節　情報システムの応急対策の実施 第17節　廃棄物対策の実施 第18節　交通・輸送対策の実施 第19節　教育対策の実施 第20節　警備対策の実施 第21節　公共施設等の応急対策の実施 第22節　二次災害防止対策の推進 第23節　災害救助法の実施

第１節　ボランティア制度の活用

担　当	責 任 者	健康福祉部長
		各部長
	班	各班
	関係機関	各項目に記載

１　民間団体等の協力体制の確立

本市は、災害時にボランティア団体やＮＰＯ等民間の団体及び災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、個人が行うボランティア活動が効果を発揮できるよう協力体制を確立する。

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、赤穂市社会福祉協議会等と連携して、赤穂市総合福祉会館に（仮称）災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

この場合、（仮称）災害ボランティアセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、広報班と連携を図り、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

なお、兵庫県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　ボランティア活動を行う民間団体

①　災害ボランティアとして登録された個人又は団体
②　赤十字奉仕団、各種社会福祉事業団体、女性団体、商工団体、農林水産団体
③　大学、高校、専修学校、各種学校等の学生、生徒
④　その他兵庫県又は本市に対し奉仕活動を申し入れた団体等

３　民間団体の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は主として以下のとおりである。

①　異常気象、危険個所等を発見したときの赤穂市災害対策本部への通報
②　避難誘導等市民に対する救助
③　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等
④　被害状況の調査
⑤　建築物の応急危険度判定調査
⑥　被災地域内の秩序維持
⑦　公共施設の応急復旧作業

⑧　応急仮設住宅の建設
⑨　建設資機材の調達
⑩　生活必需品の調達
⑪　片付けごみなどの収集・運搬
⑫　その他の災害応急対策業務への協力

４　民間団体への協力要請の手続

災害時に民間団体からの協力を必要とするときは、以下の事項を明らかにしてその責任者に対し要請する。

①　活動の内容
②　協力を希望する人数
③　調達を要する資機材等
④　協力を希望する地域及び期間
⑤　その他参考となるべき事項

５　防災計画における災害ボランティアの役割分担

（仮称）災害ボランティアセンター及びひょうごボランタリープラザは、災害時に災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、災害ボランティアの役割について、速やかに調整する。

災害時の災害ボランティアの活動は次のとおりとする。

①　救援物資の整理・搬送
②　応急手当
③　医療救護活動
④　情報の収集・伝達
⑤　交通案内
⑥　避難所での世話
⑦　炊き出し
⑧　安否調査
⑨　その他（がれきの片付け、屋根シート掛け、介助・介護、引越しの手伝い、食事等の支援）

６　災害時の災害ボランティアの受入れ

本市は、被災地域におけるボランティアニーズを把握しながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、市内外から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどにより、連携のとれた支援活動を展開する。

（１）赤穂市

本市は、必要とする災害ボランティアについて、次の事項を兵庫県に連絡する。

① 必要とする人員
② 業務内容
③ 業務場所
④ 集合場所
⑤ その他必要な事項

（２）兵庫県

① 兵庫県は、災害対策本部で災害ボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設ける。
② 兵庫県は、災害ボランティア活動に係る全県的な支援窓口を兵庫県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザに開設し、市町のボランティアセンターの支援等を行う。

（３）日本赤十字社兵庫県支部

① 日本赤十字社兵庫県支部は、災害ボランティア活動に参加を希望する民間団体及び個人に対する受付窓口を設ける。
② 日本赤十字社兵庫県支部は、兵庫県及び本市が派遣を希望する災害ボランティアの人員及び業務等について兵庫県から連絡を受け、登録済の災害ボランティアに対し、出動について連絡調整を行う。
③ 日本赤十字社兵庫県支部は、登録済の災害ボランティアの確保が困難な場合、他の都道府県の日本赤十字社支部に応援を要請する。

７　災害ボランティア活動に伴う二次災害に対する補償措置

日本赤十字社兵庫県支部は、災害ボランティア活動に伴う二次災害に対処するため、災害ボランティアに対し、「兵庫県ボランティア災害共済(保険)」の自費加入を勧める。

８　災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

（仮称）災害ボランティアセンター等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

① 被災地の市民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮する。
② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
③ ボランティアの身分が、被災地の市民にわかるようにする。
④ ボランティアに対し、被災地の市民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化することから、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションを行った上で派遣する。

⑥　ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
⑦　被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
⑧　災害ボランティアと自主防災組織等地域の市民との連携や円滑な関係づくりに努める。
⑨　感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第２節　災害広報・広聴

担　当	責 任 者	危機管理監、市長公室長、市民部長 総務部長、消防長
	班	情報班、広報班、住民支援班、通信指令班、警防班
	関係機関	赤穂警察署、報道機関

１　実施機関とその役割

機　関　名	広　報　・　報　道　内　容
赤　穂　市	①　災害情報、防災体制に関すること ・災害状況と今後の見通し ・浸水地域の状況 ②　避難に関すること ・避難指示等 ・収容施設 ③　応急対策活動の状況に関すること ・救護所 ・交通、道路、電気、水道等の復旧 ④　市民生活に関すること ・給食、給水、下水 ・電気、ガス等の二次災害の防止 ・ごみ及び災害廃棄物の処理 ・防疫、衛生の知識 ・臨時災害相談所の開設 ・安心情報、デマ情報の防止 ・市民の志気、相互扶助精神の高揚
消防本部（署）	①　火災の発生防止、初期消火に関すること ②　火災の発生状況に関すること ③　災害現場における避難の勧告指示に関すること
赤穂警察署	①　被害状況、治安状況、救援活動、警備活動 ②　道路交通に関すること ③　防犯指導等の犯罪予防に関すること ④　災害現場における避難、誘導に関すること
防災関係機関	①　機関の活動体制に関すること ②　電気、ガス等の二次災害の防止に関すること ③　所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ④　感電、転落、落下物等の事故防止
姫路海上保安部	①　海上における被害状況、治安状況に関すること ②　船舶の航行規制に関すること ③　海難の発生状況に関すること

２　広報の媒体（手段）

広報の媒体の選定は、赤穂市災害対策本部が状況を判断の上、以下の中から適切な方法を選定する。

① 広報車による伝達（指揮本部広報班、消防本部警防班）
② 自治会組織（自主防災組織）を通じて伝達（市民部住民支援班）
③ 赤穂市公式ＬＩＮＥによる伝達（指揮本部広報班）
④ 赤穂市のホームページ、防災情報ネット（メール）による伝達（指揮本部広報班）
⑤ 各水防区を通じての連絡（消防本部通信指令班）
⑥ サイレン吹鳴等による周知（指揮本部広報班）
⑦ ラジオ・テレビを通じて水防状況の放送（指揮本部広報班）
⑧ 防災行政無線による周知
⑨ Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

３　広報の決定

災害時に本市が行う広報は、次のとおりである。

① 赤穂市災害対策本部の自主的な判断によるもの
② 各担当部班、防災関係機関からの情報により、赤穂市災害対策本部が必要と判断したもの

広報活動の可否内容は、市長（赤穂市災害対策本部長）の判断により実施する。

各担当部班からの情報は、指揮本部本部総務班で集約され、市長（赤穂市災害対策本部長）の判断、指示のもと、広報班が実施する。

＜市民への伝達手段の概要＞

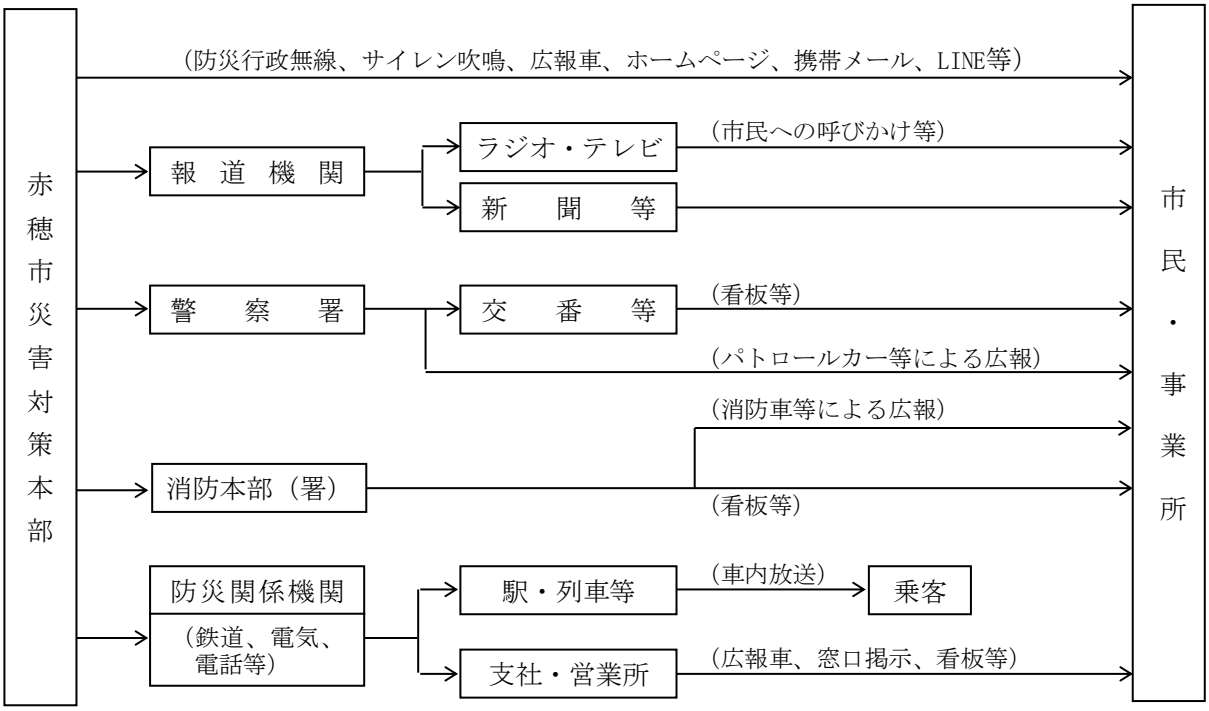

４　広報の内容

（１）風水害時の広報

① 気象情報等の伝達 ･･･････････････ 例文1(資料編資料集3-18（P資料-138）参照)
② 被害の状況 ･･･････････････････････ 例文2(資料編資料集3-18（P資料-138）参照)
③ 交通の状況 ･･･････････････････････ 例文3(資料編資料集3-18（P資料-139）参照)
④ 火災発生の状況 ･･･････････････････ 例文4(資料編資料集3-18（P資料-139）参照)

（２）避難、救護に関する広報

① 避難指示等の避難情報、誘導 ････ 例文5(資料編資料集3-18（P資料-139）参照)
② 救護対策の周知 ･･･････････････････ 例文6(資料編資料集3-18（P資料-140）参照)
③ 罹災者の避難収容場所の周知 ････ 例文7(資料編資料集3-18（P資料-140）参照)
④ 防疫、保健衛生に関する注意 ････ 例文8(資料編資料集3-18（P資料-140）参照)

５　各関係機関との調整

（１）赤穂市災害対策本部が広報を実施したとき

赤穂市災害対策本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関の連絡員（連絡員が派遣されていない場合は連絡責任者）にその旨を通知する。

連絡員は、その旨を所属機関に報告する。

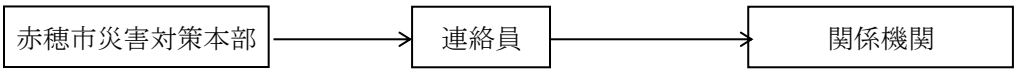

（２）関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員（連絡員が派遣されていない場合は連絡責任者）を通じて直ちに赤穂市災害対策本部へ通知すること。

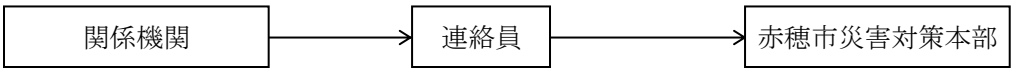

通知の内容は、次のとおりとする。

① 広報を実施した日時
② 広報の目的
③ 広報内容の概要

このうち、実施した日時については、混乱防止の上で特に重要である。

６　報道機関への発表

（１）赤穂市災害対策本部の発表

赤穂市災害対策本部は、指揮本部広報班を窓口として、報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

なお、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

（２）消防本部（署）の発表

消防本部（署）が行う発表は、指定する幹部が行う。

なお、現場活動及び状況等については、現場最高責任者が発表を行う。

７　実施体制

班	活動項目	班数	各項目の構成員
広報班	連絡調整	１班	指定職員
	広報実施	１班	指定職員
	報道機関対応	１班	指定職員
	広報車	５班	指定職員　各班２人

８　災害放送の要請

①　市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、やむを得ない場合を除き兵庫県（災害対策地方本部経由）を通じて放送を要請する。

ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　放送希望日時
エ　その他必要事項

②　放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭による。

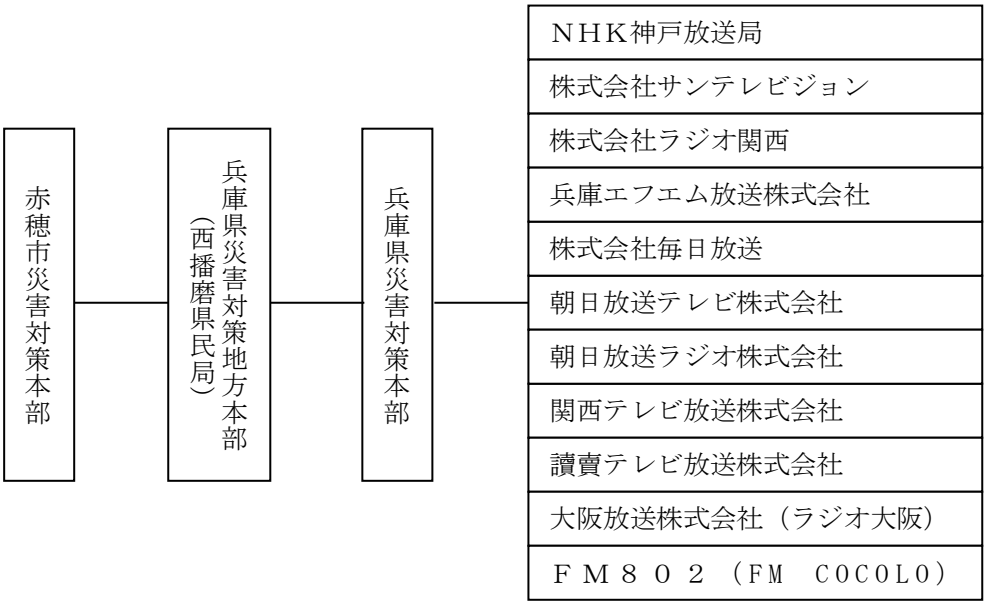

９　広　聴

市民部住民支援班は、災害時において、次の広聴活動を実施する。

（１）広聴活動の実施

被災地の市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問合せに速やかに対応できるよう、市庁舎に専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、広聴活動を実施する。

（２）要望等の処理の方法

① 問合せ内容に対する回答結果を、統一的な文書として作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
② 問合せ内容・件数を記録し、必要に応じて、翌日以降の広報内容に反映させる。
③ 要望、苦情等については、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努める。
④ 処理方法の統一化を図るため、聴取用紙等を整備する。

１０　社会秩序の維持対策

（１）治安の確保

本市は、風水害の発生場所及びその周辺における治安の確保について、関係機関と協議し、万全を期する。

（２）流言飛語の防止

本市は、風水害に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

（３）悪質商法等の防止

本市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化する。

第３節　消火活動の実施

担　当	責 任 者	消防長 消防団長
	班	消防本部各班
	関係機関	兵庫県危機管理部消防保安課、赤穂警察署、 危険物・有毒物等取扱施設管理者

１　出火防止、初期消火

（１）消防活動の基本方針

①　消防本部は、林野火災や大規模火災等に対し、消防の総力をあげて火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。特に強風下では飛び火による広範囲の延焼が発生する可能性があるため留意する。

②　市民、自治会等の自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動を実施する。

③　市民は協力して消火活動を行い、可能な限り火災の拡大を防止する。
　特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

（２）消防本部の活動

①　消防本部（署）の初動体制

ア　特別配備態勢の確立

　発生した火災の規模等に応じて、携帯電話及び一斉メール等の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備態勢の確立を図る。

イ　通信及び情報収集体制の確立

　通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

ウ　火災監視体制の確立

　火災警報が発令されたとき、又は林野火災、大規模火災が発生したときは、見張り員等を配置し、市内の状況を監視する。

エ　出火防止処置及び庁舎等の被害状況の確認

　庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

② 消防団の初動体制

ア 消防団本部、方面隊の設置

消防団の指揮連絡体制を確立し、特別配備態勢をとるため、消防団長は方面隊を設置する。

イ 非常参集

大規模火災、突発重大事故等による発災を覚知した消防団員は、分団詰所等に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。

また、状況に応じて、サイレン吹鳴により各分団に招集指令を伝達する。

ウ 出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。

また、実施する際には、自治会及び自主防災組織等に協力を求める。

エ 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に当たる。

なお、地域の出火件数が多い場合には、適宜、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

③ 情報の収集

ア 情報の収集要領

消防本部は、消防車両及び調査員等の巡回、その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により消防本部へ報告する。

イ 情報収集内容

情報収集の内容は、火災の状況又は人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

- 火災の発生場所・程度及び延焼方向
- 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度
- 家屋等の損壊状況
- 河川、堤防の決壊状況
- 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害
- 重要対象物の被害状況
- その他消防活動上の必要事項

ウ　情報収集系統

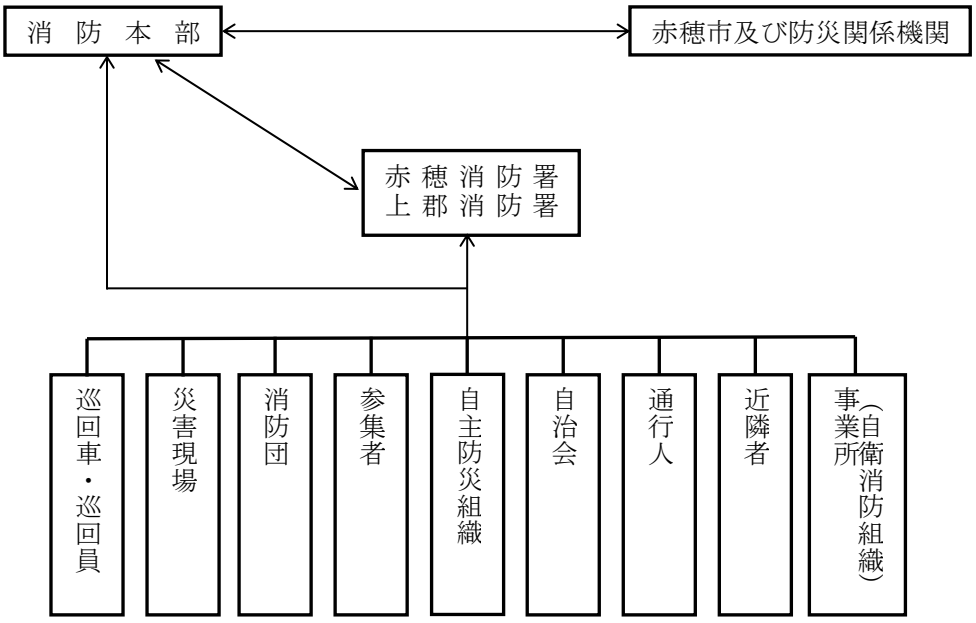

（参照）資料編資料集2-11　消防施設・設備の現況（P資料-74～75）

（３）事業所の活動

①　火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

②　火災が発生した場合の措置

- 自衛消防組織等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③　災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

- 周辺地域の市民等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- 警察署、最寄りの防災関係機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。
- 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

（４）自治会等の自主防災組織の活動

①　各家庭におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

②　火災が発生したときは、消火器、消火栓、可搬式ポンプ等を活用して初期の消火活動を実施する。

③　消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

（５）市民の活動

①　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止する。

②　火災が発生した場合は、消火器、消火栓、汲み置きの水等で消火活動を行う。

２　応援要請

本市の消防機関のみでは対応できない場合、『兵庫県広域消防相互応援協定』等に基づき、他の消防機関の応援を要請する。

■広域消防相互応援協定

協定等（名称）	協定年月日	協　定　者	協定内容
兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但消防本部、美方広域消防事務組合	大規模又は特殊災害
山陽自動車道消防相互応援協定	平成30年３月28日	西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、赤穂市、東備消防組合、西はりま消防組合	山陽自動車道における消防業務
高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定	平成11年８月１日	東備消防組合、赤磐市、岡山市、総社市、倉敷市、笠岡地区消防組合、赤穂市	同上
兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定	平成25年４月１日	赤穂市、東備消防組合、美作市、西はりま消防組合	火災・風水害
緊急消防援助隊運用要綱	平成16年３月26日	47都道府県	大規模又は特殊災害

３　消防活動

消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

① 火災が広範囲に延焼拡大した場合は、避難場所及び避難路の安全を確保する消防活動を優先する。
② 重要かつ延焼危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
④ 大量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
⑤ 消防活動に際しては、消防職員・団員の安全確保に十分配慮する。

また、林野火災においては、消防機関は次のような消防活動に努める。

① 現場到着時において延焼範囲が比較的少ない場合は、出動隊は必要資機材を携行し、出火点を包囲するように、各担当方面からたたき消し消火、又は交通水利便なるときは注水消火を合わせて敢行する。

② 現場到着時において相当延焼が拡大し、大火の危険がある場合は、各隊は所定の順路に従い、防ぎょ担当方面に向かい、火点を包囲する態勢で出動し、地形・樹木の種類・火勢・気象・延焼状況を考察し防ぎょする。
③ 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。
④ 急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。
⑤ 消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。
⑥ 活動終期にあっては、空中からの熱源探査及び地上での警戒並びに残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

なお、本市は、林野火災における対応として、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うためのヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

第４節　水防活動の実施

担　当	責 任 者	建設部長、産業振興部長、上下水道部長、消防長
	班	建設部各班、産業振興部各班、ポンプ場班、消防本部各班

１　監視、警戒活動

①　河川・海岸等の水防管理者は、台風、大雨、高潮等による水害の発生が予想される場合、直ちに河川・ため池・水門等の水防上重要な各種施設を巡視し、施設の状況、異常現象の有無について点検を行う。

②　水防管理者は、洪水の越流、堤防の決壊等が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の市民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

③　水防管理者は、水防上危険な箇所を覚知したときは、直ちに当該施設の管理者に状況連絡するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害拡大の抑制に努める。

２　応急措置

①　河川・ため池・水門等の水防施設の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

②　水防活動の応援要請

ア　水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市長に対して応援を求めることができる。

イ　水防管理者は、必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

ウ　水防管理者は、必要があると認めるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣を兵庫県に要請する。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする場所
- 期間、その他応援に必要な事項

第５節　救急・救助活動の実施

担　当	責 任 者	消防長
		消防団長
	班	消防本部各班
	関係機関	赤穂警察署、日赤兵庫県支部、赤穂市医師会

１　救急・救助活動の方針

救急・救助活動は、救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。

ただし、災害の発生状況等により、消防隊を救急・救助活動に投入できると判断される場合は、消防隊からの増強を図る。

２　救急隊の運用

収容先となる医療機関の情報把握と連携を図り、救急隊の効果的な運用を図る。

また、救急隊には、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。

さらには、消防隊で救急予備車隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

３　救助隊の運用

救助隊は、原則として、消防本部で把握した市域全般の被害状況に基づき運用する。

４　人命救助活動の実施

（１）重傷者優先の原則

救助及び救急処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者にはできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上救急・救助活動を実施する。

（２）救助用資機材の調達

救出のために必要となる特殊な機材については、あらかじめ協力体制を締結している業者等に応援を求め調達する。

（３）兵庫県への応援要請

山間部や交通の途絶等で、目的地への到達が困難な場合等、救助活動が困難な場合は、兵庫県に可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

①　応援を必要とする理由
②　応援を必要とする人員、資機材等
③　応援を必要とする場所
④　応援を必要とする期間
⑤　その他必要な事項

５　自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救助活動を行うとともに、救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

①　組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
②　救助用資機材を活用した組織的救助活動の実施
③　警察署、消防本部等への連絡

第６節　救急医療活動の実施

担　当	責 任 者	市民病院事務局長
		総務部長、消防長、健康福祉部長
	班	市民病院総務班、救護班、救急班、救援協力班
	関係機関	日赤兵庫県支部、兵庫県医師会、赤穂市医師会、 相生・赤穂市郡歯科医師会、赤相薬剤師会

１　災害時救急医療体制

①　負傷者等は、救急隊が災害現場等でトリアージ（傷病程度の振り分け）、応急手当を実施し、重症者から災害拠点病院等へ搬送する。

　また、多くの軽症者は、避難所等に開設される救護所及び診療可能な最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

　ただし、大規模災害時は、上記救護所が開設されるまで、救護班等は、救急隊員と協同して被災地等の公共施設に仮救護所を開設し、応急手当を行う。

②　救護所や救護医療機関で重症と判断された患者については、西播磨圏域災害救急医療マニュアルに定める高度医療が可能な救命救急センターや地域基幹医療機関へ、救急車やヘリコプター等で搬送し、収容治療を行う。

③　広域救急医療機関では対処できない場合、他府県の基幹医療機関等へ救急車、ヘリコプター、船舶等により患者を搬送する。

④　県が派遣する災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して、適宜助言及び支援を行う。

⑤　本市は、必要に応じて、兵庫県に対し、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の応援派遣要請を依頼する。

■災害時救急医療体制

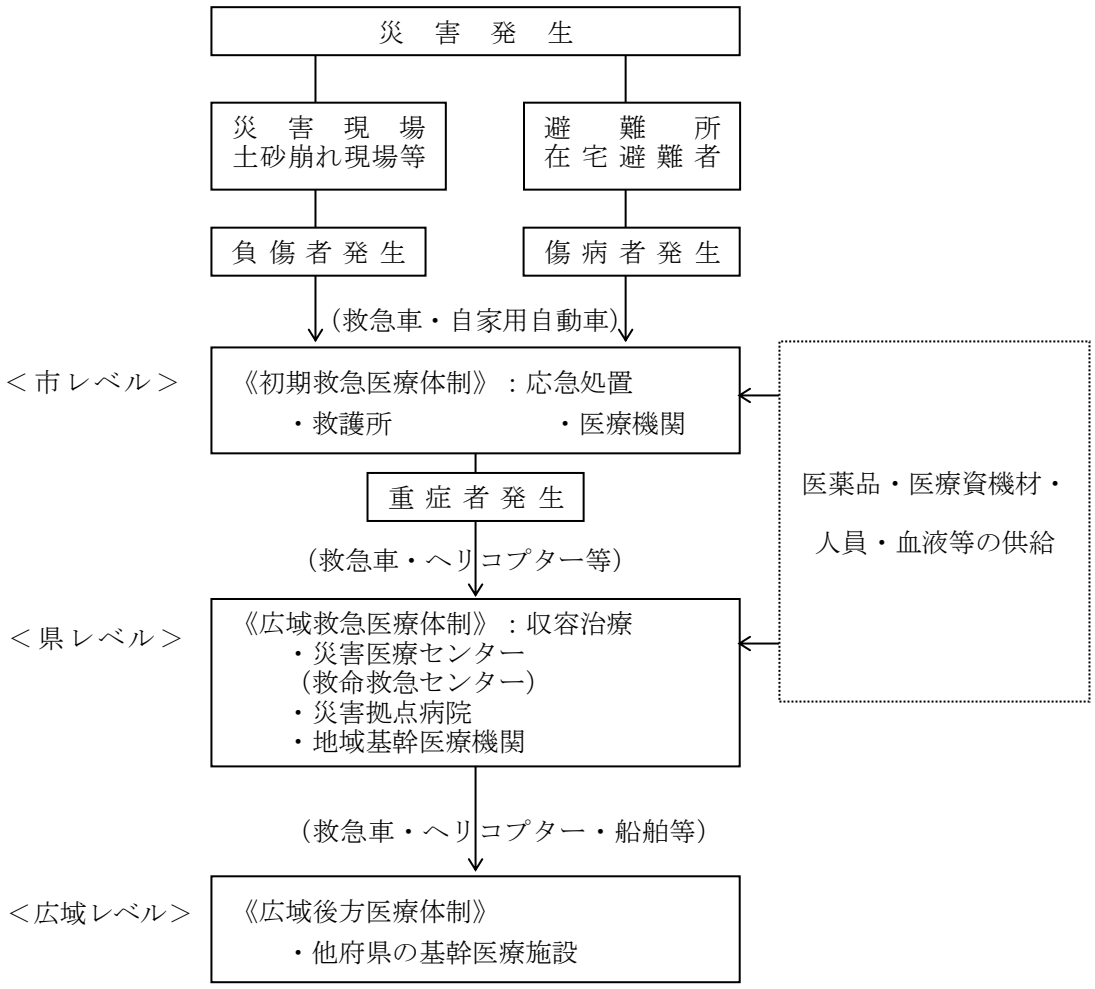

２　初期医療体制

①　初期救急医療は、原則として、避難所等に開設される救護所で、救護班による応急措置を受ける。

②　災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき、知事が行う。ただし、知事から市長が行うこととされた場合は、市長が実施する。

その他については、知事に対して、兵庫県救護班等の派遣を要請する。

③　災害救助法が適用されない小規模な災害や、知事に派遣を要請した兵庫県救護班等が現地に到着するまでは、赤穂市医師会、市民病院等の医療関係者で救護班を編成して医療行為に当たる。

④　災害の規模や患者の発生状況によって、赤穂市医師会等の協力を得て医療機関に応援を要請する。

⑤　助産は、災害の発生の日以前又は以後７日以内に分娩し、災害のため助産のサービスを受けられなくなった者に対して行う。

応急措置は、兵庫県救護班によるもののほか、一般の医療機関において行う。

３　救護所の設置

①　本市は、次の場合、救護所を設置する。

ア　市民病院等が被災し、その機能が低下又は停止したため、市民病院等では対応し切れない場合

イ　傷病者が多数で、市民病院等だけでは対応しきれない場合

ウ　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

②　地域の歯科診療所等が被災し、歯科診療を行うことができない場合は、相生・赤穂市郡歯科医師会と連携し、歯科救護活動を行うため、歯科救護所を設置する。

③　救護所は、次の場所に設置する。

ア　公民館

イ　小学校・中学校

ウ　被災現場付近

エ　その他の場所に設置する必要が生じたときは、以下の条件を満たす場所に設置する。

- 救護所の存在が周囲から判別できること（公民館等のランドマークとなりえる建物等に設けること）
- 交通の利便の良い場所であり、傷病者の収容・後送に便利であること
- 傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療救護活動が可能となる適当な面積を確保できる場所であること
- 水、電気、ガス等の確保や汚物の処理等に便利であること

４　災害拠点病院（市民病院、中央病院）の活動

（１）災害が他の災害医療圏域で発生した場合

①　災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行う。

②　広域災害・救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じる。

（２）災害が自らの災害医療圏域で発生した場合

①　圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

②　災害拠点病院の救急科長、救急部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転院が適当と判断された患者の搬送について、消防本部（署）へ要請する。

③　災害医療コーディネーターは、災害救急医療情報システム等を活用し、圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、地域保健医療情報センター（龍野健康福祉事務所）に対し、患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

（３）救護班の派遣

市民病院は、災害の初期において、状況により自らの判断において救護班を派遣することができる。

５　医療マンパワーの確保

（１）医療マンパワーの活動の調整

① 赤穂健康福祉事務所は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行う。
② 赤穂健康福祉事務所は、本市の被災状況や要望に基づき、医療マンパワーの配置等を決定し、指示する。

（２）災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）

被災地に入った災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）は、赤穂健康福祉事務所に指示された場所において、赤穂市災害対策本部の指揮の下に活動を行う。

（３）その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、赤穂市災害対策本部の指揮の下に活動を行う。

６　患者搬送体制

① 本市は、消防本部と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
② 本市は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう、兵庫県、神戸市消防局、自衛隊、姫路海上保安部、災害医療センター・加古川医療センター・はりま姫路総合医療センター等に協力を要請する。
③ 本市からのヘリコプターによる患者搬送は、被災地外から同乗できる医師の確保に努める。

７　医薬品等の供給

（１）品目

区　分	期　間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後72時間	輸液、包帯、消炎鎮痛薬、殺菌消毒薬　等
急性疾患用	72時間以降	風邪薬、うがい薬、整腸薬、抗不安薬　等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病治療薬、降圧薬等への対応

＊本市は、特に、発災後72時間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

（２）医薬品・医療資機材の調達

救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、医薬品卸売業者へ医薬品等の調達を要請するなど、流通備蓄の方法をとる。

また、本市で調達が困難な場合は、兵庫県、他自治体や厚生労働省に協力を要請する。

（３）搬送、供給方法

① 本市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送道路を活用する。

② 販売業者は、市域の集積基地まで搬送する。

本市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

③ 本市は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、赤相薬剤師会等の協力を要請する。

８　医療機関のライフラインの確保

① 本市は、医療機関への上水の優先的な供給について、上下水道部と調整を行う。

② 本市は、兵庫県と連携を図りながら、一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会に対し、医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。

③ 本市は、ライフラインの途絶等により、患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。

④ 本市は、兵庫県と連携を図りながら、ライフライン関係事業者に対し、医療機関ライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

９　こころのケア対策

（１）被災者等のこころのケア

救護班は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、赤穂健康福祉事務所と連携して、医療面での助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

① 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

② 災害による災害神経症（ＤＳＤ）、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症候群に対応するため、必要に応じて、救護所等において、心の健康に関する相談窓口を設置する。

（２）救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはＰＴＳＤの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせる等の配慮に努める。

第７節　避難対策の実施

担　当	責 任 者	危機管理監	
		避難誘導	市民部長、健康福祉部長、教育次長、消防長
		避難所	市民部長、健康福祉部長、教育次長
	班	住民支援班、救援協力班、健康福祉施設管理班、消防本部各班	
	関係機関	赤穂警察署、自主防災組織、施設管理者	

本市は、避難対策の実施に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、災害が重複して発生する可能性があることに留意する。

１　避難指示等の発令・伝達

災害時に、市民の生命又は身体を保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」（以下、「避難指示等」という。）を遅滞なく発令し、市民に避難を促すとともに、発令した旨を速やかに知事に報告する。

また、国は、災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供するため、次表に示すように５段階の警戒レベルによる防災情報の提供を開始していることから、避難指示等との関係及び内容について理解し、市民に周知徹底を図る。

さらに、警戒レベルに対応した行動を市民がとれるように、また、市民が自発的に避難判断等を行うことができるように、警戒レベルを含めた理解しやすい伝達を行う。

なお、本市における避難指示等の判断基準、避難情報の伝達方法及び避難すべき区域等の詳細は「避難情報等の判断伝達マニュアル」による。

■５段階の警戒レベルによる防災情報区分

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市長が発令）	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・既に災害が発生・切迫している状況であり、直ちに命を守るための最善の行動をとる。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は安全な場所へ避難する。その他の人は避難の準備をし、危険を感じたら自発的に避難する。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：避難情報に関するガイドライン（内閣府、令和３年５月改定、令和４年９月更新）
避難情報等の判断伝達マニュアル（赤穂市、令和６年３月）

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報
○河川等の氾濫‥‥水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等
（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
○雨水出水‥‥‥‥‥公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
○土砂災害‥‥‥‥‥濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等
○高潮‥‥‥‥‥‥‥‥潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等
（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）

また、市民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、「警戒レベル４：避難指示」を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における「警戒レベル３：高齢者等避難」の発令を検討する。

なお、災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で「警戒レベル５：緊急安全確保」を発令する。

■避難行動の呼称について

避難指示等が発令された場合、そのときの状況に応じてとるべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動を「立退き避難」といい、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」という。

なお、これまで、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難（又は水平移動）」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難（又は垂直移動）」と呼んでいる場合があるが、「立退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。

出典：「避難情報に関するガイドライン」
（内閣府・令和３年５月改定、令和４年９月更新）

なお、市長は、躊躇なく発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

２　避難指示等

（１）避難指示等の実施責任者と基準、措置

市長は、市民に対して、避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル３：高齢者等避難」を発令する。「警戒レベル４：避難指示」については、次の者が実施責任者として行うが、本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

なお、本市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

■避難情報の実施責任者等

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	基　準	措置内容
警戒ﾚﾍﾞﾙ３高齢者等避難	市長	災対法第56条	災害全般について	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき	避難のための立退きの準備その他の措置について必要な通知又は警告
警戒ﾚﾍﾞﾙ４避難指示	市長	災対法第60条第２項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(知事に報告)
	知事	災対法第60条第６項	災害全般について	本条第２項の場合で赤穂市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	①災対法第 60 条第２項において市長が指示できないと認めたとき ②災対法第 60 条第２項において市長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(市町村長に報告)
	知事（その命を受けた兵庫県職員、水防管理者)	水防法第29条	水災について	洪水の氾濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域内の市民に避難のための立ち退きを指示(水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知)
	知事（その命を受けた兵庫県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	同上(当該区域を所管する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる(公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第４条の規定が準用されるとき	関係者に警告を発し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる

（２）対象者

避難指示の対象者は、市民、滞在者、通過者等を指し、その区域内にいる全ての者を指す。

（３）避難指示等の発令の判断基準

①　避難指示等発令の判断のための情報

河川氾濫、土砂災害等に対する避難指示等発令の判断のために必要な次の情報を把握する。

ア　気象等予警報

神戸地方気象台、兵庫県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、水防警報等）やテレビ、ラジオ、インターネットの情報。

イ　雨量情報

市域及び千種川等河川上流域の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等の気象予測情報。

■雨量計の設置場所

雨量観測	所在地	担当者
木津観測所	木津地内	西播磨県民局、光都土木事務所
折方観測所	折方地内	
有年観測所	有年原地内	
消防本部・赤穂消防署	加里屋1120-120	消防本部（赤穂消防署）警防課

ウ　河川等の水位情報

量水標の観測記録や千種川等河川上流部の水位状況。

■量水標等の設置場所

河川名・海岸名	設置箇所	水　位(m)					所管
		水防団待機（通　報）	氾濫注意（警　戒）	避難判断（特別警戒）	氾濫危険	過去最大	
千種川	木　　津	2.80	3.80	○5.25	○6.40	※6.70	兵庫県
	上　　郡	2.70	3.40	3.80	◎4.70	6.24	
	新田橋	2.24	3.20	4.05	5.20	－	赤穂市
	富原橋	2.24	3.20	4.05	5.20	－	
	坂越橋	2.87	4.10	5.85	7.00	－	
	新赤穂大橋	1.95	3.00	3.50	4.65	－	
矢野川	有年牟礼	1.60	2.30	－	－	☆3.70	兵庫県
	山田橋	1.38	1.98	2.15	3.30	－	赤穂市
	蓬箭橋	1.33	1.90	－	3.00	－	
長谷川	上組橋	1.26	1.80	1.85	3.00	－	赤穂市
	上菅生橋	1.50	2.15	2.35	3.50	－	

河川名・海岸名	設置箇所	水　位(m)					所管
		水防団待機（通　報）	氾濫注意（警　戒）	避難判断（特別警戒）	氾濫危険	過去最大	
坂　越	坂越港（潮見）（大黒）（大泊）	DL+2.2（TP+1.2m）	DL+2.6（TP+1.6m）				兵庫県赤穂市
御　崎	御崎港（御崎1区）（元禄橋）						兵庫県赤穂市
石ヶ崎	大津川						赤穂市
福浦入電	福浦港						赤穂市

(注)　1 ※は、テレメータ測定の上限値(6.49m)を超過したため、流跡を現地実測により測定
光都土木事務所（平成16年9月29日）
※氾濫開始相当水位（参考値）：千種川水位（上郡）5.80m
2 ☆は、有年原での過去最大水位で、平成16年台風21号（平成16年9月29日）によるもの
3 ◎は、上郡量水標における特別警戒水位は、氾濫危険水位である4.7mとする。
（平成29年2月28日付西播磨県民局長通知による）
4 ○は、量水標運用指針（平成18年1月地域整備部による）

エ　その他周辺状況

- 河川、堤防、水門、ため池等の巡回により確認できる水位状況　等
- その他、巡回又は異常を発見した者により提供される、土砂災害等の前兆現象

特別警報の取扱い	(1) 大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの ①　大雨特別警報発表時には、すでに避難情報等の判断及び発令を行っていることを前提とする。 ②　大雨特別警報発表時には、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかなど、すでに実施済みの措置の内容を再度確認する。 ③　避難情報等の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たない。 (2) 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報 ①　伊勢湾台風クラス（中心気圧930hPa 以下等）の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの ②　特定の河川を対象とした警報ではないため、その時点で河川の水位の雨量が避難情報等の判断基準に達していない場合が多い。 ③　各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するようにする。

②　避難指示等発令の判断基準

避難指示等の発令は、原則は次表のとおりとする。

ただし、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部の状況、暴風雨域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握を行うとともに、巡視等による情報

や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

また、千種川については、上郡水位局の洪水予報区間（河口～鞍居川合流点付近）を対象にタイムライン（防災行動計画）が光都土木事務所より示されており、これに基づく判断基準により、ホットラインで本市に連絡される。

（参照）資料編資料集3-19　避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）【洪水予報河川】（P資料-142）

■避難指示等発令の判断基準

各基準等の詳細については、「避難情報等の判断伝達マニュアル」を参照のこと。

【水害】※浸水想定区域が示されている河川

避難情報	浸水想定区域が示されている河川
立ち退き避難対象地区（自治会）	赤穂地区：全ての自治会 城西地区：全ての自治会 塩屋地区：湯の内、木生谷を除く全ての自治会 尾崎地区：全ての自治会 御崎地区：１区、２区、大塚町を除く全ての自治会 坂越地区：小島、潮見町、東之町、本町、北之町、西之町、大泊、鳥井を除く全ての自治会 高雄地区：千種を除く全ての自治会 有年地区：はりま台を除く全ての自治会
高齢者等避難	・県と神戸地方気象台が共同して、千種川氾濫注意情報を発表した時（上郡（県）地点量水標で氾濫注意水位3.4m）又は、千種川氾濫警戒情報を発表した時（上郡（県）地点量水標で、避難判断水位3.8m） ・水防警報の通知を受けた時で大雨洪水に関する警報が発令された時 ・市等が設置している量水標にて氾濫注意水位又は、避難判断水位に到達した時 ・気象庁が提供する危険度分布（洪水キキクル）で「避難判断水位の超過に相当：警戒レベル３（赤）相当情報【洪水】」になった場合
避難指示	・県と神戸地方気象台が共同して、千種川氾濫危険情報を発表した時（上郡（県）地点量水標で、氾濫危険水位4.7m）あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、更に水位上昇が見込まれると発表された場合） ・気象庁が提供する危険度分布（洪水キキクル）で「氾濫危険水位の超過に相当：警戒レベル４（紫）相当情報【洪水】」になった場合 ・千種川の上郡（県）地点量水標の水位が氾濫危険水位である4.7mに到達していないものの、同地点量水標の水位が氾濫開始相当水位である5.8mに到達することが予想される場合 ・市等が設置している量水標にて氾濫危険水位に到達した時 ・堤防の決壊を確認した時 ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した時

避難情報	浸水想定区域が示されている河川
緊急安全確保 （必ずしも発令されるものではない）	（災害が切迫） ・千種川の上郡（県）地点量水標の水位が氾濫開始相当水位である5.8mに到達した場合 ・気象庁が提供する危険度分布（洪水キキクル）で「氾濫している可能性：警戒レベル５（黒）相当情報【洪水】」になった場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （災害発生を確認） ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（県と神戸地方気象台が共同して、氾濫発生情報を発表「警戒レベル５（黒）相当情報【洪水】」、水防団からの報告等により把握できた場合）
避難情報等の解除	・水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除は、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除する。

※神戸地方気象台、兵庫県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、水防警報等）や市域、千種川等河川上流域の雨量及び気象庁のレーダーアメダス合成値、暴風雨域の接近状況、巡視等による情報や避難行動の難易度（災害時避難行動要支援者の避難に必要な時間、夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的に判断する。

【水害】※浸水想定区域外の河川

区　分	浸水想定区域外の河川
基本的な考え方	・中小河川については、浸水想定区域図が整備されていないことや水位観測が行えないこと、短時間の降雨で浸水が発生すること、狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、基本的に避難指示の対象としない。ただし、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織から得られた被害情報をもとに局所的に避難情報等を発令することは考えられる。 ・山間部等の流れの速い河川沿いの家屋は、立ち退き避難も必要となる場合がある。
立ち退き避難対象地区	・避難情報等の判断基準に基づき、避難対象地区を判断する。
高齢者等避難	・基本的に発令しない。
避難指示	・職員又は消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合（堤防に異常な漏水・侵食等） ・浸水の発生に関する情報が市民、自主防災組織から通報された場合 ・河川の氾濫が発生し始めた時（現地情報が把握できる場合のみ）
緊急安全確保 （必ずしも発令されるものではない）	・樋門・水門等の施設の機能支障や排水機場の運転停止せざるをえない場合 ・大雨特別警報が発表された場合

区　分	浸水想定区域外の河川
避難情報等の解除	・職員又は消防団等による河川の巡視により水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除は、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除する。
特徴及び市民等に周知すべき事項	・中小河川は、床上浸水となるケースが少ないことや浸水がきわめて短時間で発生する場合が多い。 ・避難情報等が発令された場合の避難行動は、中小河川沿いの家屋は、屋内安全確保を基本として避難行動を検討する。

浸水想定区域が示されている河川及びその他の河川において、防災行政無線等を使用した場合の避難情報等の伝令文の一例は以下のとおり。

避難情報区分	伝達文例
高齢者等避難	①　緊急放送！緊急放送！警戒レベル３！警戒レベル３！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　千種川の水位が避難判断水位に到達したため、○○時○○分、○○地区に千種川に関する警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。 ④　○○地区にお住まいの方は、気象情報に注視し、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。 ⑤　高齢者など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
避難指示	①　緊急放送！緊急放送！警戒レベル４！警戒レベル４！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　千種川の水位が堤防の高さを超え氾濫するおそれが高まったため、○○時○○分、○○地区に千種川に関する警戒レベル４「避難指示」を発令しました。 ④　○○地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は屋内の高い所に避難してください。
緊急安全確保（必ずしも発令されるものではない）	【河川氾濫が切迫している状況】 ①　緊急放送！緊急放送！警戒レベル５！警戒レベル５！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。 ④　避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 【河川氾濫を確認した状況】 ①　緊急放送！緊急放送！警戒レベル５！警戒レベル５！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。 ④　避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【高潮】

区　分	モデル台風：第二室戸台風（潮位：TP+3.80m）
立ち退き避難対象地区 （自治会）	赤穂地区：駅東、水源地、さくら通り、南野中を除く全ての自治会 城西地区：全ての自治会 塩屋地区：湯の内を除く全ての自治会 西部地区：天神山、福浦本町を除く全ての自治会 尾崎地区：全ての自治会 御崎地区：全ての自治会 坂越地区：西之町、北之町、本町、東之町、潮見町、小島
高齢者等避難	・相生湾（兵庫県観測地点）及び御崎港等で警戒潮位（DL+2.6m）に到達し、更に潮位が上昇すると予測される時 ・台風等の上陸接近が予想される時
避難指示	・「高潮警報」が発令された時 ・風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される時
緊急安全確保 （必ずしも発令されるものではない）	・高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される時 ・海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある時 ・異常な越波・越流が発生した時
高潮警報並びに高潮に係る特別警報の取扱い	高潮警報 ①　潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。 高潮特別警報 ①　伊勢湾台風クラス（中心気圧930hPa　以下等）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの ②　特別警報クラスの台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に、気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や記者会見により周知される。 ③　特別警戒発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない場合でも、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで高潮特別警報が発表される。 ④　判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するようにする。 高潮氾濫発生情報 ①　高潮特別警戒水位に到達した段階で発表される。 水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示す。 ②　氾濫が発生した際に発表される場合もある。

区　分	モデル台風：第二室戸台風（潮位：TP+3.80m）
避難情報等の解除	・高潮警報が解除された段階を基本として解除する。 ・なお、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

※避難指示及び緊急安全確保は、上記の基準及び巡視等の情報を総合的に判断して発令する。

高潮災害時における防災行政無線等を使用した場合の避難情報等の伝令文の一例は以下のとおり。

避難情報区分	伝達文例
高齢者等避難	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　台風の上陸のおそれ（接近に伴い）があり、高潮災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇〇分、〇〇地区に高潮災害に関する高齢者等避難を発令しました。 ④　〇〇地区にお住まいの方は、台風情報に注視し、雨や風が強まる前に、避難してください。 ⑤　避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。
避難指示	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され、浸水災害の可能性が高まっているため、〇時〇〇分、〇〇地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。 ④　〇〇地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は屋内の高い所に避難してください。
緊急安全確保（必ずしも発令されるものではない）	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　高潮被害が発生するおそれがあるため、〇時〇〇分、〇〇地区に高潮災害に関する緊急安全確保を発令しました。 ④　まだ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は屋内の高いところに避難するなど、最低限の安全確保をとってください。

【土砂災害】

避難指示等は、以下の基準に達した場合に発令する。

■土砂災害警戒情報

<table>
<tr><td colspan="2">危険区域</td><td colspan="4">土砂災害警戒区域：急傾斜254 箇所、土石流61 箇所、地滑り2 箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">立ち退き避難対象地区
（自治会）</td><td colspan="4">土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報等を利用し避難対象地区を検討する。
立ち退き避難対象自治会（一部地域を含む。）
赤穂地区：山手町、駅北、駅東、水源池、さくら通り、南野中
城西地区：宮前町
塩屋地区：塩屋東、塩屋西北、新田、大津、湯の内、木生谷
西部地区：折方、鵤和、福浦本町、福浦新田
尾崎地区：宮本、木ノ下町、南宮町、清水町
御崎地区：御崎１区～4 区、朝日町、元塩町、大塚町
坂越地区：全ての自治会
高雄地区：中山、真殿、周世、高雄、目坂、木津、千種
有年地区：西有年、東有年、有年栖原、有年原、有年横尾、有年牟礼
※土砂災害警戒区域内に住居のある自治会</td></tr>
<tr><td rowspan="4">積算雨量・土砂災害警戒情報</td><td rowspan="2">情報区分</td><td colspan="3">積載雨量等による基準</td><td rowspan="2">土砂災害警戒情報による基準</td></tr>
<tr><td>前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合</td><td>前日までの連続雨量が40㎜～100㎜の場合</td><td>前日までの降雨がない場合</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td>当日の日雨量が50㎜を超えた時</td><td>当日の日雨量が80㎜を超えた時</td><td>当日の日雨量が100㎜を超えた時</td><td>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準(167)を超過した場合
強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される時</td><td>当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される時</td><td>当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される時</td><td>土砂災害警戒情報が発表された場合
大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td colspan="4">【災害が切迫】
実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合。
（命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況）
大雨特別警報が発表された場合

【災害発生を確認】
土砂災害の発生が確認された場合</td></tr>
</table>

現地情報による基準	高齢者等避難	・沢や湧水が濁っている時 ・斜面から小石が落ち始めているとき ・斜面から水が噴出しているとき
	避難指示	・降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた時 ・渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路にひび割れが発見された時 ・巡視員等が異常を感じた時
	緊急安全確保 （必ずしも発令されるものではない）	・近隣で土砂災害が発生した時 ・山鳴りがしている時や流木が混ざりはじめた時 ・斜面のひび割れ等が発見された時
避難情報等の解除		・当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。 ・ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。
特別警報の取扱い等		赤穂市の大雨特別警報の土壌雨量指数基準値：167 (1) 大雨特別警報（土砂災害）：雨量を基準とするもの ① 大雨特別警報（土砂災害）発表時には、すでに避難情報等の判断及び発令を行っていることを前提とする。 ② 大雨特別警報発表時には、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかなど、すでに実施済みの措置の内容を再度確認する。 (2) 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報 ① 伊勢湾台風クラス(中心気圧930hpa 以下等)の台風が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの。 ② 発表時点で避難情報等の判断基準に達していない場合が多い。 ③ 判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するようにする。

土砂災害における防災行政無線等を使用した場合の避難情報等の伝令文の一例は以下のとおり。

避難情報区分	伝達文例
高齢者等避難	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　大雨警報が発表され、土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○時○○分、○○地区に土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。 ④　○○地区にお住まいの方は、気象情報に注視し、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。 ⑤　避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。

避難情報区分	伝達文例
避難指示	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○○分、○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。 ④　○○地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。急斜面の付近や河川沿いにいる方は、その場から離れ頑丈な建物等へ避難してください。
緊急安全確保（必ずしも発令されるものではない）	①　緊急放送！緊急放送！ ②　こちらは、防災赤穂市役所です。 ③　○○地区で土砂災害の発生（又は、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○○分、○○地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。 ④　まだ避難していない方は、最寄りの頑丈な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は2 階以上で斜面と反対側の部屋に避難してください。

（４）避難指示等の伝達方法

①　避難指示等の伝達内容

避難指示等は、対象となる区域の市民等及び避難所となる施設に対して、その情報を迅速に伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難指示等の区分、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、市民のとるべき行動や注意事項等とする。

②　避難指示等の伝達手段・伝達先

ア　市民への伝達

- 広報車による伝達（指揮本部広報班、消防本部警防班）
- 自治会組織（自主防災組織）を通じて伝達（市民部住民支援班）
- 赤穂市のホームページ、防災情報ネット(メール)による伝達（指揮本部広報班）
- ＳＮＳ（赤穂市公式ＬＩＮＥ等）による伝達（指揮本部広報班）
- 各水防区を通じての連絡（消防本部通信指令班）
- サイレン吹鳴等による周知（指揮本部広報班）
- ラジオ・テレビを通じての放送（指揮本部広報班）
- 防災行政無線による伝達
- Ｌアラート（災害情報共有システム）による伝達

イ　避難行動要支援者や福祉関係機関への伝達

- 避難行動要支援者の事前登録者へ連絡
- 避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡
- 要配慮者利用施設への連絡

ウ　防災関係機関等への伝達

- 避難所となる施設への連絡
- 兵庫県（西播磨県民局、災害対策課）へ連絡
- 赤穂警察署へ連絡

（５）避難措置の周知

避難指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

① 市長の措置

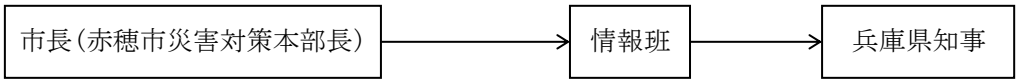

② 警察官の措置

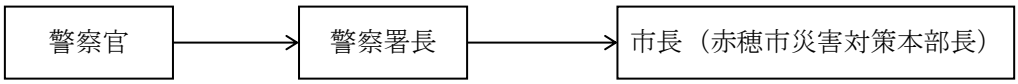

③ 海上保安官の措置　　以 下　① と 同 様

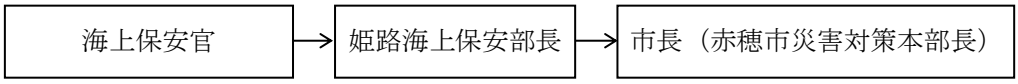

④ 自衛官の措置　　以 下　① と 同 様

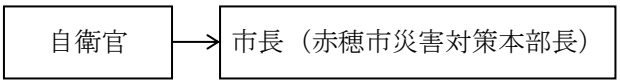

以下　①と同様

（６）避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関の協力等を利用し、市民へ十分に周知できるようにする。

災害対策基本法　第60条（抄）：市町村長の避難の指示等

1　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5　市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

３　避難方法

本市は、風水害時は、以下の方法により、市民等を避難させる。

市民等は、地域の状況、危険の切迫度等を的確に判断し、必要最小限の物資を携行して、迅速かつ安全な方法で避難する。

なお、危険の切迫性や地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、災害時避難行動要支援者対応マニュアル等に沿って、避難行動要支援者への避難支援を行う。

特に林野火災においては、急激な延焼拡大により避難指示等が広範囲となる場合があることから、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分に配慮する。

（１）対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

①　水害

河川・海岸の沿岸地区等水害の可能性がある地域を対象とする。

②　土砂災害

土砂災害警戒区域等の影響がある地域を対象とする。

なお、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。また、地域住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（２）避難指示等の伝達区域

避難指示等の伝達区域は、原則として自治会単位とする。

ただし、実際の災害における事態の進行や状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

（３）水害、土砂災害に対する避難場所

指定緊急避難場所及び指定避難所（資料編資料集3-20）の中から現地状況等を考慮して選定する。

（４）避難誘導方法

市民の避難誘導に当たっては、自主防災組織による避難誘導班を設置し、警察署、消防機関、自衛隊等の防災関係機関の協力を得て、できるだけ自治会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、幼児、妊産婦、身体障がい者等要配慮者の避難を優先する。

（５）避難行動の原則

①　避難指示等の発令時や災害により危険が生じるおそれのある場合は、「自分の身は自分で守る」という考え方のもとに、避難所等へ速やかに避難を開始する。

特に、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）は、時間がかかることを考慮し、早期に避難を開始する。

② 夜間や急激な降雨、浸水により、屋外での歩行等が危険な状態になり、避難所等への避難が困難だと判断される場合は、避難行動中の事故を回避するため、屋外での移動は避け、自らの命を守るための最低限必要な行動として、自宅や隣接の堅牢な建物の２階以上に緊急的に避難する（屋内待避）。

③ 土砂災害の発生するおそれのある区域等に居住している場合にあっては、その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に移動することを原則とする。

そのいとまがない場合は、自らの判断において、２階以上で斜面と反対側の部屋に退避する。

④ 避難指示等が発令された区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくてもよいというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難を開始する。

⑤ 平常時から災害等の発生に備え、「マイ避難カード」等を活用し、避難の方法や家族との連絡方法等を確認しておく。

■風水害等発生時の避難の流れ

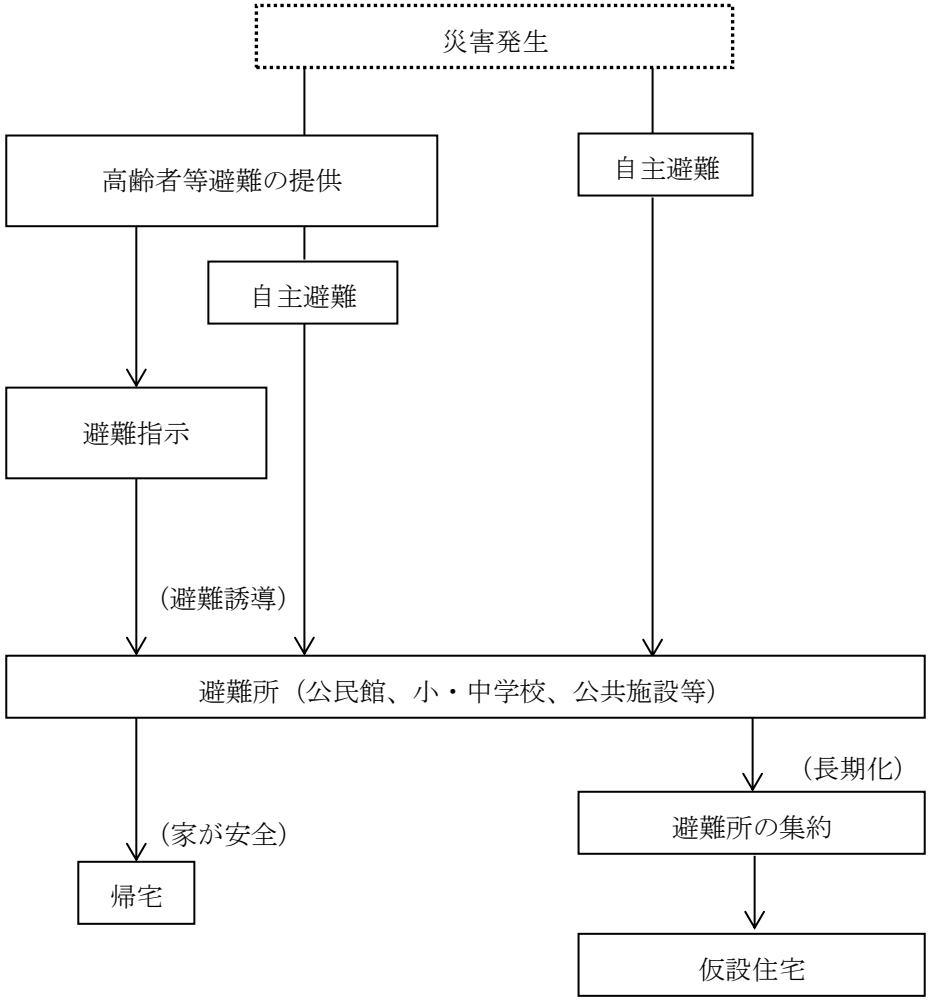

４　避難所の開設

本市は、原則として避難所を開設するときは、直ちに各施設に市職員２名以上（内１名は管理責任者として監督職以上を充てることが望ましい。）を派遣し、各避難所の管理・運営に当たらせる。大規模災害発生当初には、避難所に派遣する職員を確保できないケースがあるため、学校の教職員など施設管理者等の協力を得て初動対応を図る。

避難所は、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定する。

また、開設準備や避難者の受入れ、本部への報告等については、「避難所運営マニュアル」に基づき開設を行う。

なお、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じ、指定緊急避難場所を近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。

（１）開設の担当者

①　避難所は、市長（赤穂市災害対策本部長）が、別に定める指定避難所（資料編資料集3-20）のうちから、被害の状況に応じて決定する。

②　開設の実務については、それぞれの施設の職員が担当する。
ただし、災害の状況により必要があるときは、本市職員が実施する。

（２）開設の手順（おおよその目安）

避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

〈1〉当該施設の点検を行い、安全性を確認し、避難所として開設可能な場合、その旨を赤穂市災害対策本部に報告する
↓
〈2〉赤穂市災害対策本部の指示により施設の門を開ける
↓
〈3〉施設の入口扉を開ける
↓
（すでに避難者があるときは、取りあえず広いスペースに誘導する）
↓
〈4〉避難所内事務所を開設
↓
〈5〉避難者の受入れ（収容）スペースを指定
↓
〈6〉すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
↓
※　以下「避難所の運営」の項へ

（３）開設時の留意事項

①　避難所収容の対象とする避難者

避難所収容の対象とする避難者は、災害救助法を踏まえて、次に示すア、イのものとするが、要件を満たすかの客観的判断は困難なことから、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば、受け入れることを基本に、避難所への避難を呼びかける。

ア　災害によって現に被害を受けたもの
- 住家が被害を受け住居の場所を失ったもの
- 現に災害を受けたもの（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）

イ　災害によって現に被害を受けるおそれがあるもの
- 避難指示等の発令対象となるもの
- 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要のあるもの

②　開設

避難所の開設は、原則として、赤穂市災害対策本部の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、赤穂市災害対策本部からの指示がなくとも、施設管理者又は非常参集職員、居合わせた職員が避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難市民が集まっているときは、速やかに解錠し、体育館や大会議室等広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和や無用の混乱の防止に努める。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

このほか、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

③　区画の指定

避難した市民の受入スペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。

また、個々の家庭の状況や男女のニーズの違い等に十分な配慮を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保するなど）を行う。

そのほか、スペースの指定方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものにより表示する。

④　報告

避難所開設に当たった職員は、避難所開設準備完了後、又は避難市民の収容を終えた後、速やかに赤穂市災害対策本部に対し、電話（ファクシミリもしくは口頭）、メール又は無線によりその旨を報告する。

また、定期的に地区の被害状況、市民の避難状況等を報告する。

赤穂市災害対策本部は、避難所開設後、市民に対する避難所開設に関する広報活動を実施するとともに、知事及び警察署等関係機関に対し、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

兵庫県等へ連絡すべき事項
- 全国共通避難所・避難場所ＩＤ（県に報告）
- 避難所開設の日時、場所、施設名
- 収容状況及び収容人員
- 開設期間の見込み

⑤　避難所内事務所の開設

避難所開設に当たった職員は、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対し、避難所運営の責任者の存在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。

事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、消耗品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておくほか、災害時特設公衆電話を設置する。

また、必要に応じて、被災者支援システム（避難所管理システム）の立ち上げ及び運用を行う。

（参照）資料編資料集3-20　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧・位置図（P資料-143～146）

５　避難所の運営

避難所の運営に係る詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

なお、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

また、必要に応じて、国が提供する災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等の登録・データベースを利活用する。

（１）運営の担当者

避難所の運営は、各施設の管理責任者又は避難者のうちから、自主的代表者として選任された者が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、上記の代表者又は選任された者に班長として指定された者が行う。

なお、学校教職員、自主防災組織等とも連携して、円滑な対応を図る。

また、各避難所の運営者は、市と連携して、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

（２）教職員との連携

災害救助法第２条の規定に該当する災害であって、兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則とする。

①　施設等開放区域の明示

②　避難者誘導・避難者名簿の作成

③　情報連絡活動
④　食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
⑤　ボランティアの受入れ
⑥　炊き出しへの協力
⑦　避難所運営組織づくりへの協力
⑧　重傷者への対応

（３）運営の手順（おおよその目安）

避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

〈1〉避難者名簿（カード）の配布・作成
↓
〈2〉部屋割り
↓
〈3〉食料、生活必需品の請求、受取、配給
↓
〈4〉避難所の運営状況の報告（毎日正午。その他適宜）
↓
〈5〉避難所の運営記録の作成

（４）運営上の留意事項

①　避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず、避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対し、各世帯単位に記入するよう指示する。

なお、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報についても、早期の把握に努める。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、可能な限り早期に作成し、赤穂市災害対策本部に報告するとともに、事務所内に保管する。

（参照）資料編様式集3-2　避難者カード（P様式-6）

②　部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、おおむね30人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等をもって５人程度により編成する。各部屋には代表者を選定し、以後、全ての情報の受渡しは、この代表者を経由して行う。

各部屋の代表者の役割
①　班長からの指示、伝達事項の周知
②　避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
③　物資の配布の指示
④　各避難者の要望のとりまとめ
⑤　施設の保全管理

③　食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、指揮本部に報告し、総務部管理班を通じて、各所管部へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、部屋ごとに配給を行う。

④　運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、１日に１回、正午までに指揮本部本部総務班へ報告する。

ただし、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じ報告する。

なお、避難所の運営記録として、避難所日誌を作成する。

⑤　避難行動要支援者への配慮

ア　相談窓口の開設

避難行動要支援者用の窓口を設け、避難行動要支援者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ　福祉避難所等の開設

被害の状況に応じて、社会福祉施設を協定に基づき福祉避難所として利用し、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を収容する。

なお、社会福祉施設での対応が困難な場合は、旅館やホテル等を借り上げて、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難場所の確保に努める。

⑥　男女双方等の多様な視点での配慮

避難所の管理運営に関しては、男女別の更衣室、トイレや授乳所の確保等、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮する。また、こどもや若者の居場所の確保にも努める。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等

⑦　保健対策、衛生的環境の配慮

医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。また、必要に応じて、県が設置するこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）の避難所等への訪問活動実施を県に要請する。

避難者が生活するうえで必要となるトイレ、風呂・シャワー、洗濯、ごみ処理は、感染症対策等衛生的な生活環境を維持する機能であり、避難者の生活が続く限り継続していく必要があるため、必要に応じて、仮設トイレ等の設置、清掃・消毒活動の強化等を行う

とともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置にも努める。

なお、トイレの確保数は、施設のトイレ数と仮設トイレを合わせた基数として、災害発生当初は、避難者50人当たり１基、避難が長期化する場合は20人当たり１基を目安に整備する。

このほか、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めるとともに、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

⑧　外国人への配慮

災害時には、在住外国人はもとより、訪日外国人が避難所に避難してくることも想定されるため、多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。

⑨　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

自宅のほか、テントや車等、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

⑩　愛玩動物の飼育場所の確保

被災者とともに避難した愛玩動物については、原則として、避難所の屋外に愛玩動物飼育スペースを設け、その場所で飼育するように配慮する。

⑪　専門家等との情報交換

各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

⑫　宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合は、県と連携・協力して、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

また、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、本市以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（５）避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する場合は、内閣総理大臣の事前承認を受ける必要がある。

６　被災者の移送

避難所の責任者となる職員は、避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、赤穂市災害対策本部へその旨報告し、他の避難所への移送を要請する。

赤穂市災害対策本部より他の避難所の被災者受入れの指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

７　広域避難・広域一時滞在の実施

（１）兵庫県内における広域避難及び広域一時滞在

①　広域一時滞在を行う必要がある場合

本市は、被災者の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、兵庫県内の他市町における広域一時滞在の必要があると認めるときは、兵庫県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、兵庫県内の他市町に被災者の受入れについて協議することができる。

ただし、兵庫県への報告が困難な場合は、協議開始後速やかに報告する。

また、兵庫県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について、助言を求めることができる。

②　広域避難又は広域一時滞在の協議を受けた場合

本市は、兵庫県内の他市町から被災者の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、避難所を提供する。

（２）兵庫県外における広域避難又は広域一時滞在

①　広域避難又は広域一時滞在を行う必要がある場合

本市は、兵庫県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、兵庫県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県知事と被災者の受入れについて協議することを求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、兵庫県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

②　広域避難又は広域一時滞在の協議を受けた場合

本市は、兵庫県から他の都道府県の被災者の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、避難所を提供する。

（３）被災者に対する情報提供

①　広域避難又は広域一時滞在を行った場合

本市は、広域避難又は広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難又は広域一時滞在を行っている被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

②　広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合

本市は、広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に伝達できる体制を整備する。

８　動物の保護等に関する配慮

本市は、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）を踏まえ、兵庫県及び関係機関（獣医師会、動物愛護団体）と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置を実施する。

（１）危険動物等の逸走対策

①　本市は、災害発生時において、危険動物等が逸走した場合は、市民及び避難市民への周知並びに避難誘導を図る。

②　本市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

③　本市は、逸走した危険動物等により、市民及び避難市民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

（２）避難対象地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

①　本市は、災害発生時において、飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。

②　本市は、災害発生時において、動物の愛護及び避難市民の精神的安定等を図る観点から、飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

９　通勤・通学・帰宅困難者対策

災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない人たちが多数発生することが予想される。

本市は、通勤・通学・帰宅困難者の帰宅行動を支援するため、兵庫県、防災関係機関、企業、学校、宿泊施設、観光関連施設等が相互に連携、協力する仕組みづくりを推進し、震災時における交通機関等の情報収集及び迅速な提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、必要な体制構築に努める。

なお、兵庫県等が構成団体となっている関西広域連携協議会は、関西２府５県に店舗が所在するコンビニエンスストア・外食事業者と災害時に交通が途絶した場合に、通勤・通学者等の徒歩帰宅者に対する「水道」「トイレ」「道路事情」の提供を内容とする「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を平成17年2月17日に締結している。

第８節　食料の供給

担　当	責 任 者	市民部長
	班	応急食糧班
	関係機関	西播磨地方本部、スーパー、米穀・食品関連業者

１　実施機関

①　本市は、被災者等への食料の供給を実施する。
②　兵庫県は、広域にわたる大災害が発生し、本市から要請のあった場合、又は兵庫県が必要と認める場合は要請を待たずに、食料の供給及び供給あっせんを行う。
③　兵庫県は、食料の供給、輸送に関することで必要と認める場合は、他府県や農林水産省へ協力を要請する。
④　防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施する。

２　供給対象者

①　指定避難所等に収容されている被災者
②　住家が全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
③　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
④　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者
⑤　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

３　品　目

品目としては、一般に次のものが考えられる。
なお、実施に当たり、高齢者や乳幼児、妊産婦、食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

①　炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、レトルト食品、包装米飯、育児用調製粉乳・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）等の主食
②　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
③　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

４　主食の供給

（１）米穀の供給

①　備蓄食料の調達

本市は、原則として、備蓄食料の調達又はあらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から食料の調達の実施により、災害発生時に必要な食料を円滑に確保する。

②　炊き出しの実施

①による食料の配分では不足する場合、炊き出しを実施し、食料を供給する。

ア　市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害時に、避難所又はその近くの適当な場所において、自治会、日赤奉仕団等の協力を得て、迅速、正確、公平に炊き出し及び食品の配分を実施する。

イ　市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害が大規模なため、本市職員、自治会、日赤奉仕団等による炊き出しの実施が困難な場合は、知事に対し、炊き出し業務について応援を要請する。

ウ　炊き出し現場には、責任者を配置し、責任者は混乱がないように指導し、衛生管理等に十分留意する。

エ　市長（赤穂市災害対策本部長）は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の支給又はあっせんを行う。

なお、本市単独では調整ができないときは、必要なプロパンガスの量、必要な器具の種類及び個数等を示して、知事に調達のあっせんを要請する。

オ　市民及び自治会等は、地域内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス及び器具等を確保する。

③　兵庫県への供給要請

本市は、①、②では米穀等の供給が困難な場合は、次の事項を示して、兵庫県に対して調達又はあっせんを要請する。

ア　供給あっせんを必要とする理由
イ　必要な品目及び数量
ウ　引渡しを受ける場所及び引渡責任者
エ　荷役作業者の派遣の必要の有無
オ　その他参考となる事項

なお、兵庫県との間に連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、直接、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請する。その場合は、必ず後日、兵庫県に連絡する。

農林水産省農産局長への要請は、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的手続きについて（令和７年４月21日付７農産第384号農産局農産政策部貿易業務課長通知）」の「別紙２　災害救助用米穀の引き渡し要請書」による。

（参照）資料編資料集3-23　災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続
（P資料-154～161）

④　兵庫県の措置

ア　災害救助法が発動されるまでの供給

兵庫県は、本市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀卸売業者などから供給あっせんを行う。

イ　災害救助法が発動されてからの供給

兵庫県は、本市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、兵庫県を通じ農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請し、本市に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した米穀卸売業者等に米穀の供給を要請し、本市に供給する。

（２）弁当・おにぎりの供給

本市は、原則（１）の①と同様に、弁当・おにぎりの供給を実施するが、本市単独では供給が困難な場合は、兵庫県に供給要請を行う。

兵庫県は、本市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等に弁当・おにぎりを供給するため、弁当給食事業者、コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給あっせんのほか、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あっせんを行う。

（３）パン、育児用調製粉乳等の供給

本市は、原則（１）の①と同様に、パン、育児用調製粉乳・液体ミルク等の供給を実施するが、本市単独では供給が困難な場合は、兵庫県に供給要請を行う。

① 兵庫県は、本市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。

② 兵庫県は、災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行う。

５　副食の供給

本市は、原則として、供給協定を締結した業者に依頼し、副食を調達する。

ただし、不足する場合は、兵庫県に供給あっせん等を要請する。

① 兵庫県は、本市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などから供給あっせんを行う。

② 兵庫県は、災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行うとともに、保管命令、収容命令等副食の供給確保措置をとる。

６　輸　送

本市の備蓄食料は、市民部応急食糧班が、市長（赤穂市災害対策本部長）が指示する場所（指定避難所等）へ車両にて輸送する。

また、協定業者より調達する食料は、当該業者が、市長（赤穂市災害対策本部長）の指示する場所（指定避難所等）へ直送するよう依頼する。

なお、赤穂市災害対策本部長は、兵庫県に食料のあっせんを要請する場合、救援食料は、輸送拠点（兵庫県立赤穂海浜公園、赤穂市民総合体育館）に一時集積するよう依頼する。

輸送拠点には、本市職員を派遣し、その他関係機関の協力により、配分をしたうえで、学校給食センターの車両にて、原則として地域防災拠点（公民館）を通じて、地区ごとの避難所へ輸送する。

７　食料の配分

市長（赤穂市災害対策本部長）は、災害時に、避難所又はその近くの適当な場所において、自治会、日赤奉仕団等の協力を得て、迅速、正確、公平に、炊き出し及び食料の配分を実施する。

８　食料の調理、加工

本市は、すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保に努める。

① 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場の設置に努める。

② 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を“かめない”“飲み込みにくい”人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場の設置に努める。

③ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された調乳場の設置に努める。

第９節　飲料水の供給

担　当	責 任 者	上下水道部長
	班	上下水道工務班

１　実施機関

①　上下水道部は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。
②　兵庫県は、大災害が発生し、本市から要請があった場合、又は必要と認める場合には要請を待たずに、供給の応援を行う。

２　給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

３　水源及び給水量

（１）水源

応急給水については、浄水場、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則とし、予備水源の量、水質等を把握した上で、迅速に対応する。

（２）給水量

災害発生から３日以内は１人１日３リットル、10日目までには３～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、速やかに被災前の水準に回復させる。

内容／時系列	期間	１人当たり水量（リットル／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	生命維持のための最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から10日まで 11日目から20日まで	３～20 20～100	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

４　給水方法及び広報

① 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車及び仮設貯水槽、又は近傍の消火栓等により応急給水を行う。

② 運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する場合は、その時間や場所について広報を行う。

③ 病院などの救護施設及び指定避難場所へは、最優先で給水する。

④ 断水状況に応じて可搬式浄水装置の活用を検討する。

５　給水応援

① 本市は、応急給水において必要な人員や資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、兵庫県及び公益社団法人日本水道協会兵庫県支部に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア　応急給水を必要とする人員

イ　応急給水を必要とする期間及び給水量

ウ　運搬給水基地、応急給水拠点及び救急病院等重要施設の場所

エ　必要な応急給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ　その他必要な事項

② 兵庫県及び公益社団法人日本水道協会兵庫県支部は、上記協定に基づき、被災地の隣接市町へ緊急応援を要請する。なお、対応が困難な場合は、国土交通省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

第１０節　物資の調達

担　当	責 任 者	建設部長、健康福祉部長
	班	建設総務班、輸送班、健康福祉総務班、救援協力班
	関係機関	西播磨地方本部、日赤兵庫県支部、赤穂商工会議所、 スーパー、市内商店街等卸小売業者、 交通輸送業者（陸上、海上）

１　実施機関

①　本市は、被災者等への緊急物資の供給を実施する。
　なお、災害救助法が適用された場合は、本編 本章 第23節「災害救助法の実施」に基づき対応する。
②　防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。
③　兵庫県は、大災害が発生し、本市から要請があった場合、又は必要と認める場合は要請を待たずに、緊急物資の供給、調達、あっせんを行う。
④　市民は、自ら家族構成を考えて、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用する。

２　供給対象者

①　住家が被害を受けた者
②　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
③　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３　品　目

品目としては、一般に次のものが考えられる。
なお、実施に当たり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

（１）生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※　毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ほ乳びん、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※　障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

（２）衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む。）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式　など

（３）応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメントほか

（４）防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

４　供　給

（１）生活必需品の調達

本市は、原則として、備蓄物資の調達又はあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者からの生活必需品等の調達により、災害発生時に必要な物資を確保する。

ただし、本市単独での物資の供給が困難な場合は、次の事項を示して兵庫県に対して調達又はあっせんを要請する。

①　供給あっせんを必要とする理由
②　必要な緊急物資の品目及び数量
③　引渡しを受ける場所及び引受責任者
④　連絡課及び連絡担当者
⑤　荷役作業員の派遣の必要の有無
⑥　その他参考となる事項

（２）緊急物資の確保

兵庫県は、本市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請する。

また、毛布等、発災後直ちに大量に確保が必要なものについては、分散備蓄により確保している物資を活用する。

（３）緊急物資の依頼

兵庫県は、確保が困難な緊急物資について、他府県や国（近畿経済産業局等）に供給、あっせんを依頼する。

（４）在庫量の把握

兵庫県、本市は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

５　輸　送

本市の備蓄物資は、建設部輸送班が、市長（赤穂市災害対策本部長）が指示する場所（避難所等）へ車両にて輸送する。

また、協定業者より調達する物資は、当該業者が、市長（赤穂市災害対策本部長）の指示する場所（避難所等）へ直送するよう依頼する。

なお、市長（赤穂市災害対策本部長）は、兵庫県に物資の調達、供給等のあっせんを要請する場合、救援物資は、輸送拠点（兵庫県立赤穂海浜公園、赤穂市民総合体育館、赤穂城南緑地野球場）に一時集積するよう依頼する。

輸送拠点には、本市職員を派遣し、その他関係機関の協力により配分をしたうえで、建設部輸送班が車両にて、原則として地域防災拠点（公民館）を通じて、地区ごとの避難所へ輸送する。

６　配　分

市長（赤穂市災害対策本部長）は、物資の配分に当たっては、事前に市民に広報を行うとともに、自治会、災害ボランティア等の協力を得て公平に実施する。

また、配分に当たり、災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

７　市民、企業等からの提供

市民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とする。

本市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及及び内容の周知等に努める。

第１１節　住宅の確保

担　当	責 任 者	建設部長
	班	建設施設管理班
	関係機関	兵庫県まちづくり部公営住宅整備課、赤穂市建設業協会

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の提供等、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策は、次のとおりとする。

なお、災害救助法が適用された場合の「建設型応急住宅」（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設は知事が行い、応急修理は県からの通知に基づき市長が行う。

また、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」を確保し、情報の提供等を行い、応急住宅を円滑に供給する。

１　実施体制

（１）被災住宅の調査

①　市長(赤穂市災害対策本部長)は、風水害等により家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、以下を知事に報告する。

- 被害状況（被害戸数等）
- 被災地における市民の動向及び本市の住宅に関する要望事項
- 本市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- その他住宅の応急対策上の必要な事項

②　市長（赤穂市災害対策本部長）は、本市において調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

（２）応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理

①　市長（赤穂市災害対策本部長）は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、建設業関連団体等の協力を得て実施する。

②　市長（赤穂市災害対策本部長）は、本市において処理できない場合は、知事に応援を要請する。

２　応急仮設住宅の建設等

（１）応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に供与するため、建設型応急住宅を設置する。

①　災害救助法による建設型応急住宅

建設型応急住宅の建設は、知事（知事から市長が行うこととされた場合は市長）が行う。

設置のために要する費用は一戸当たり7,089,000円以内の額とする。

なお、設置予定場所の状況により、兵庫県と協議の上、一戸建又は連続建とすることができる。

②　設置予定場所

設置予定場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上好適な場所を選定する。

また、相当数の世帯が集団的に居住するときは、その交通の便、教育等の問題等を考慮する。

なお、学校の敷地を建設型応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

市有地に適当なところがあれば問題はないが、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上、選定する。

なお、選定した場所等を知事に報告する。

③　設置予定数及び建設着工期間

ア　設置予定数

全壊（焼）及び流失世帯数等、被害状況から判断し、建設型応急住宅の建設予定数を定める。

イ　建設着工期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

④　応急仮設住宅入居基準

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できない。

- 災害のため住家が全壊（焼）、流失した者
- 住家に代用できる家屋がない者
- 自己の資力では、応急住宅を建築することができない者
- 同一地域内に同居できる近親者のない者

⑤　入居者の選定及び供与期間

ア　入居者の選定

入居者の選定に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴するなど、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、決定する。

また、高齢者、障がい者家庭の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮する。

イ　供与期間

建設型応急住宅として、被災者に供与する期間はその建設工事が完了した日から２か年以内とする。

（２）民間賃貸住宅の借り上げ（賃貸型応急住宅）

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

なお、賃貸型応急住宅については、災害発生の日から速やかに借上げ、提供できるように努める。

また、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時においても、賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

３　住宅の応急修理

被害を受けた一般住宅に対する最小限度の応急修理の実施について、その実施基準及び実施方法について対策を定める。

（１）住宅の応急修理

災害により、住家が半壊（焼）、もしくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレなど最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。

＜災害救助法による住宅の応急修理＞

- 住宅の応急修理は、知事（知事から市長が行うこととされた場合は市長）が行い、災害の状況に応じ、災害救助法の規定に適合して認められたものについては、一世帯当たり次に掲げる額以内で応急修理させ、その他のものについては、住宅金融支援機構の融資により行う。

  ｱ）ｲ）に掲げる世帯以外の世帯‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥739,000円

  ｲ）半壊又は、半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯‥‥‥358,000円

- 応急修理は、原則として災害発生の日から３か月以内に実施する。

なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、兵庫県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

①　被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
②　修理を必要とする戸数
③　調達を必要とする資機材の品目及び数量
④　派遣を必要とする建築業者数
⑤　連絡責任者
⑥　その他参考となる事項

（２）経費の負担区分

- 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）・・・・・・兵庫県負担
- その他の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本市負担

（３）災害にかかった住宅の応急処理

応急修理によって、住家の機能を回復する者に対し、応急処理用の資材及び労務のあっせんに努める。

（４）臨時収容施設

応急住宅及び応急修理ができるまでの間、被災者を収容する公民館、体育館、校舎等を、災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定する。

（５）労務の調達

技術及び労働力の調達計画を策定する。

（６）住宅復旧計画

ア　自力復旧

自力で復旧するものに対しては、必要資材のあっせんに努めるとともに、資金の不足するものに対しては、住宅金融支援機構の災害特別貸付の利用をすすめる。

イ　公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第８条に定める公営住宅を建設する。

（７）整理保存すべき帳簿等

整理保存すべき帳簿等は、次のとおりとする。

①　応急仮設住宅台帳（様式第24号）

（参照）資料編様式集3-6　災害救助様式第24号（P様式-11）

②　住宅応急修理記録簿（様式第32号）

（参照）資料編様式集3-6　災害救助様式第32号（P様式-15）

③　応急仮設用敷地貸借契約書
④　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
⑤　応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類

(注) 直営工事の場合は、このほか工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿を整理しておく。

⑥　被災者支援システム（仮設住宅管理システム※）への入力

※仮設住宅管理システムとは、仮設住宅の管理、仮設住宅への入居申込・抽選機能及び被災者支援システムと連動した被災者の仮設住宅への入退去管理を行うシステム

４　住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

対応が困難なときは、兵庫県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

①　除去を必要とする住家戸数
②　除去に必要な人員
③　除去に必要な期間
④　除去に必要な機械器具の品目別数量
⑤　除去した障害物の集積場所の有無
⑥　その他参考となる事項

５　住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第１２節　保健（防疫等）対策の実施

担　当	責 任 者	市民部長、健康福祉部長
	班	防疫班、救援協力班
	関係機関	赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会、赤相薬剤師会、 その他関係業者

１　実施体制

（１）赤穂市

① 被災後、速やかに、状況に応じた防疫活動を行うとともに、兵庫県の指示により必要な防疫措置を実施する。

② 感染症患者が発生した場合は、速やかに感染症指定医療機関へ隔離収容するとともに、発生場所、地域周辺の消毒、そ族・昆虫の駆除等を実施する。

③ 被災地の状況に応じ、周辺の清掃や飲料水の消毒等衛生の確保について、市民に協力を求めるとともに、的確な衛生指導を行う。

また、収集したごみ、汚物、し尿等は衛生的に処理する。

④ 兵庫県の指示に従い、臨時の予防接種を行うときは、迅速にワクチンの確保を行う。

⑤ 災害が著しく、防疫業務が実施できないとき、又は、不十分なときは、兵庫県に実施を要請する。

⑥ 「災害時の保健活動ガイドライン」により、被災後、速やかに災害時保健活動を実施する。

⑦ 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、赤穂健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

⑧ 災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、赤穂健康福祉事務所を経由して県に提出する。

（２）市民及び自治会等

① 飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、地域周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、感染症の発生を防止する。

② 本市が行う防疫活動に協力し、必要に応じて自治会等を中心に消毒等の処置を講じる。

２　食品衛生の確保

（１）赤穂市

① 兵庫県が策定した計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、被災地における食品衛生の維持活動を行う。

② 梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒を未然に防止する。

③ 食中毒が発生したときは、被害の拡大を防ぐとともに、原因究明のため、赤穂健康福祉事務所が実施する調査等に協力する。

④ 食中毒患者が発生した場合、県と連携して、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

なお、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。

（２）市民

飲食物の衛生、管理等に注意して、食中毒の発生を防止する。

３　薬剤及び資機材の備蓄、調達

本市は、防疫及び保健衛生に係る薬剤及び資機材等が不足したときは、市内の薬局等から調達するほか、兵庫県に調達を要請する。

４　健康相談等の実施

（１）巡回健康相談の実施

① 指定避難所や被災家庭の生活環境の整備、被災者の健康管理を行うため、県と連携して、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

② 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごＤＰＡＴ）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

③ 巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等を予防する。

④ サービス提供に向けて、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、市民等との連携を図るための調整を行う。

⑤ 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

（２）巡回栄養相談の実施

① 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施する。

② 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③ 巡回栄養相談の実施に当たり、本市は兵庫県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

５　応援派遣の要請

本市は、必要に応じて、兵庫県に対し、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごＤＰＡＴ）、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）、栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等の派遣要請を行う。

第１３節　遺体の収容、処置

担　当	責 任 者	市民部長、健康福祉部長
	班	防疫班、救援協力班
	関係機関	赤穂警察署、姫路海上保安部、赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会、日赤兵庫県支部赤穂地区、相生・赤穂市郡歯科医師会

１　実施機関

①　災害救助法が適用された場合における遺体の処理及び埋葬については、知事が行う。
　ただし、知事から市長が行うこととされた場合、及び災害救助法が適用されない場合については、市長が実施する。

②　本市は、赤穂警察署等関係機関と連携し、災害による犠牲者の遺体の収容、処置等一連の業務を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、本編 本章 第23節「災害救助法の実施」に基づき対応する。

③　兵庫県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、本市から要請があった場合、国等の協力を得て、遺体の処置が速やかに実施できるよう支援する。

２　実施の方法

本市は、遺体を発見した場合は、赤穂警察署と連携し、以下の対応を行う。

①　警察署への連絡（遺体発見後、速やかに）
②　警察署による遺体の検視等
③　市医師会等の協力を得た遺体の検案
④　遺体の収容・安置
⑤　遺体の火葬・埋葬

災害救助法が適用された場合は、以下のとおりである。

（１）遺体の取扱いの基準

①　遺体の取扱いは、次に掲げる事項の範囲内において行う。
- 検視（警察官等）、検案（医師等）
- 身元確認
- 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存

②　検案は、原則として救護班（日本赤十字社からの派遣）によって行う。

（２）埋火葬の基準

①　埋葬は、災害の際死亡した者について行う。

②　埋葬は、次に揚げる事項の範囲内において行う。

- 棺（附属品を含む。）の支給
- 埋葬、又は火葬
- 骨つぼ及び骨箱の支給

３　遺体処置班の編成及び組織

遺体の処置は、検視を行う警察署、姫路海上保安部と密接な連絡をとり実施するものとし、必要に応じ、葬祭業者等の協力を得て、おおむね次の班編成を構築して実施する。

また、活動に必要な資器材等について、調達・確保する。

■遺体処置班の編成及び組織

処理区分	班　長	班　員	備　考
遺体の洗浄、検案等の補助及び一時保存	１名	４名	
遺体輸送班	１名	３名	運転手を含む
埋火葬班	１名	４名	

４　遺体の処置方法

①　遺体は、遺体の処置及び検視（警察官立ち会い）の後、遺体収容所に安置して一時保存する。

②　身元確定の遺体は、遺体引受人（遺族）に引き渡し、戸籍法、同法施行規則及び墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則により火葬する。

③　死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を確認することができない場合の遺体は、戸籍法により、警察官から検視調書を受け、行旅病人及行旅死亡人取扱法により火葬する。

④　市長は、本市のみで遺体の収容及び処置が困難な場合は、必要事項を示して、兵庫県又は他の市町その他関係機関の応援を要請する。

⑤　本市は、火葬・埋葬について市のみで対応できないときは、遺体の輸送に必要な車両等の数を示して、兵庫県に応援を要請する。

⑥　遺体の火葬・埋葬についての相談室を設置し、市民等からの相談に対応する。

■赤穂市斎場

所　在　地	火葬能力	備　　考
赤穂市南野中759-2	８体／日	稼働　１日８Ｈ（平常時） １体　３時間　１日　２体（１炉当たり）

５　遺体の検視場所

遺体の検視場所は、次の施設とする。

ただし、必要に応じて市内の公共施設を使用する。

■遺体の検視場所

施　設　名	優先順位	所　在　地
市民総合体育館	1	加里屋1278
赤穂地区体育館	2	加里屋中洲3丁目57-1

６　遺体の収容所

遺体の収容は、資料編に示す寺院とする。

ただし、必要に応じて、市内の公共施設を使用する。

（参照）資料編資料集3-21　遺体の収容所一覧（P資料-147）

第１４節　要配慮者支援対策の実施

担　当	責 任 者	健康福祉部長
		市長公室長、危機管理監、建設部長
	班	健康福祉部各班、教育委員会各班、市民部各班
	関係機関	兵庫県、赤穂市社会福祉協議会

１　実施体制

本市は、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦、外国人等の要配慮者に対する迅速かつ的確な支援対策を行うため、健康福祉部や関係部局等による横断的な組織体制を確立する。

２　安否確認・救助・避難誘導

本市は、自主防災組織や福祉関係事業者、支援団体等を通じて、要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見・救助・避難誘導に努める。

特に、地域での情報共有のための同意が得られない避難行動要支援者で、自助・共助による対応が困難な者については重点的に確認を行い、状況に適応した対策を実施する。

また、避難支援等を行う関係者は、自身の安全を確保することを基本として、支援を行うものとする。

３　生活支援

（１）被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力を得て、保健師、看護師、助産師等を中心に、避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズを確認する。

（２）トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

（３）社会福祉施設等の対策

県の「災害時情報共有システム」を活用し、社会福祉施設等（高齢、障がい、児童関係施設）の被害状況調査を行うとともに、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

被災した社会福祉施設等は、入所者の安全を確保し、施設機能を低下させない範囲内で避難行動要支援者の受入れに努めるとともに、不足する物資及びマンパワーについて支援を要請する。

（４）専門家による支援

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームの設置等により、必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて、医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

また、必要に応じて、兵庫県に対して、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごＤＰＡＴ）の派遣等の応援要請を行う。

（５）避難所の確保

特に、避難行動要支援者の避難所として、福祉避難所を開設するほか、必要に応じて、被災地以外の地域にある施設も含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（６）避難所における配慮

①　相談窓口の設置

指定避難所等において、要配慮者用の相談窓口を設け、要配慮者の把握と各ニーズの調査、相談対応、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行う。

②　食料、生活必需品の供給

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③　福祉サービスの提供

県と連携して、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。

その際、指定避難所においても、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

④　快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

（７）住まいの支援

県と連携して、指定避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者や障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

また、必要に応じて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（８）児童への支援

孤児、遺児等の養護施設への保護、被災児童のメンタルヘルスケア、育児用品の確保を行う。

（９）外国人への情報伝達

県等と連携して、在住外国人や訪日外国人等の被災情報の把握、多言語の外国語による情報提供、相談等を行う。

①　被災情報の把握

県、警察、外国人関係団体等と連携して、外国人の安否確認（外国人市民の死亡者数確認）を行うとともに、外国人関係団体等に照会してニーズの把握を行う。

②　情報提供

兵庫県は、ひょうご多文化共生相談総合センターで外国人県民相談を行うことから、本市においても、外国人市民相談窓口を設置するよう努める。

なお、兵庫県は、ボランティアやＮＧＯ団体の協力を得ながら、外国人相談の実施、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごＥ（エマージェンシー）ネット」及びスマートフォンアプリをはじめ、メディア（インターネット、ＦＭ放送、コミュニティＦＭ等）を通じて多言語での情報提供を行う。

４　要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

県と連携して、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、又は策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても、水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

第１５節　ライフラインの応急対策の実施

担　当	責 任 者	建設部長、上下水道部長
	班	工務第１班、上下水道工務班
	関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社、中国電力株式会社＜福浦地区＞

１　鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

災害が発生し、被害等が西日本旅客鉄道株式会社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部を設置し旅客等の避難、風水害等発生時の応急対策を実施する。

２　電気（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社・中国電力株式会社）

災害発生時、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社で定めた応急対策を実施する。

３　公衆通信施設（ＮＴＴ西日本株式会社及び各事業者）

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、ＮＴＴ西日本株式会社災害等対策規定等に定める応急対策及び復旧活動を実施する。

その他の通信事業者においても、同様に応急対策及び復旧活動を実施する。

なお、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

また、災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

４　上下水道施設

（１）招集体制

①　上下水道部の体制

上下水道部は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合には、赤穂市災害対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

なお、被害の状況によっては、赤穂市災害対策本部の下部組織として、被災現場での応急活動を迅速かつ円滑に推進する。

②　情報連絡体制

発災時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想され、無線設備等を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

③　動員体制

発災時における応急給水及び応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため、以下のとおり動員体制を確立する。

ア　全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、自主的に参集する。

イ　交通機関が途絶した場合は、徒歩、自転車、バイク等により、可能な限り、現所属又は上下水道部に参集する。

ウ　職員の指揮命令

- 上下水道部に参集した職員は、上下水道部長の指揮命令を受ける。
- 災害初期において、上下水道部長が不在の場合の指揮命令は、参集した職員のうち管理職又は上席の職員がこれに当たる。
- 上下水道部の参集職員に不均衡が生じたときは、赤穂市災害対策本部の指示に基づき、別に定める方法により職員を移動させる。

エ　応援体制

本市の職員及び保有資機材等で対応が困難な場合は、関係団体に協力を要請し、発災時の応援体制を確保する。

オ　県等への応援要請

応急復旧に当たり、人員や災害対策資機材が不足する場合には、県と連携を図りつつ、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

カ　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等については、県、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

（２）上水道の応急復旧対策

①　基本方針

ア　応急復旧は、原則として、上下水道部復旧担当職員の監督のもとで、工事業者によって行う。

イ　断水区域の早期解消を図るため、取・浄水施設の応急復旧、導・送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧は並行して行う。

ウ　把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した応急復旧計画を策定する。

エ　応援を受け入れた場合は、応援水道事業体と連携を図り、応急復旧に当たる。

②　配水管の応急処置

ア　応急復旧計画に基づき復旧資材の手配等の出動準備を行う。

イ　災害時協定等に基づき工事業者に出動要請を行う。

ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として、給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定給水装置工事事業者の協力により行う。

ウ　応急復旧は次により行う。

- 応急復旧は、本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。
- 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も、早期復旧の可能な方法を選定する。
- 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
- 応急復旧後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄、消毒及び水質試験により安全性を確認したのち、速やかに通水する。

③　浄水場・加圧所等の応急処置

ア　浄水場・加圧所等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替えるとともに、損傷個所の復旧作業を実施する。

イ　水道施設が浸水した際には、土のう等により浸水を阻止するとともに、破損個所の復旧作業を実施する。

④　上下水道事業の調整

上下水道の復旧に当たっては、相互の連絡、調整を図りながら復旧を進める。

⑤　記録及び報告

応急復旧の写真撮影を行うとともに、復旧調書に復旧内容等の所要事項を記載して、赤穂市災害対策本部等に提出する。

⑥　災害時の広報

水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、指揮本部本部総務班を経由して、広報車等による広報活動その他による広報を実施する。

また、広報の実施時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

（３）下水道の応急復旧対策

①　基本方針

ア　下水処理場・ポンプ場の応急復旧及び管渠の応急復旧は並行して行う。

イ　把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した応急復旧計画を策定する。

ウ　応援を受け入れた場合は、応援下水道事業体と連携を図り、応急復旧に当たる。

②　管渠の応急処置

ア　管路の損傷等による路面等の障害を除去し、交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置を講じる。また、多量の塵芥等により、管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水機能の確保を図る。

イ　マンホール等からの溢水については、土のうで囲む措置や、可動式ポンプや仮配管を設置するなどし、近傍の異常がない下水道施設への排水を行う。また、被災状況によっては塩素等による消毒を行い、雨水管渠や排水路への放流を行う。

ウ　幹線の被害は相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあることから、原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。

エ　工事施工中の箇所においては、工事請負人に対し、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じ、現場要員、資機材の補給を要請する。

③　下水処理場・ポンプ場等の応急処置

ア　下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期すとともに、損傷個所の復旧作業を実施する。

イ　下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損個所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期す。

④　人員、車両及び資機材の確保

ア　職員の動員・配備は、本編 第２章「発災時における防災マネジメントの充実」による。

イ　下水道施設の応急復旧に当たっては、本市が備蓄する資機材及び車両により行う。なお、災害の規模によっては、民間企業、団体等との協定に基づき協力を要請し、さらに不足する場合の資機材等の調達は、災害時応援協定に基づき、兵庫県や県内市町に資機材等の提供や職員の派遣を要請する。

⑤　上下水道事業の調整

上下水道の復旧に当たっては、相互の連絡、調整を図りながら復旧を進める。

⑥　記録及び報告

応急復旧の写真撮影を行うとともに、復旧調書に復旧内容等の所要事項を記載して、赤穂市災害対策本部等に提出する。

⑦　災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、指揮本部本部総務班を経由して、広報車等による広報活動その他による広報を実施する。

また、広報の実施時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

５　ＬＰガス（プロパンガス）

一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会は、災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに、同協会内に兵庫県ＬＰガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を実施する。

６　都市ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、供給エリア内で震度５弱以上の地震を感知した場合には、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置し、兵庫事業本部内の供給エリアで震度４以上の地震の発生を感知した場合には、兵庫事業本部内に対策本部を設置し、「社内規程」に基づき、応急対策を実施する。

第１６節　情報システムの応急対策の実施

担　当	責 任 者	危機管理監
	班	情報班

１　実施体制

災害発生時に、あらかじめ定めた実施体制により、重要システムの早期復旧を行う。

２　応急措置

①　災害発生後直ちに障害点検を行い、被害状況を把握する。
②　被害状況に応じ速やかに復旧対策を講じ、システム再開を図る。

第１７節　廃棄物対策の実施

担　当	責 任 者	市民部長
		建設部長
	班	防疫班、有害物質調査班、工務第１・２班
	関係機関	収集運搬許可業者、廃棄物処理業者、運送関係業者、 建設業者、家屋解体処理業者

１　実施責任

市長は、災害により生じた廃棄物については、本計画に基づき策定した災害廃棄物処理計画により対応する。

なお、本市は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握した際は、兵庫県に連絡する。また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。この際、解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、兵庫県と協力して、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

このほか、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

２　分類

災害廃棄物は災害により発生する「災害がれき」、生活により発生する「災害ごみ」及び「し尿」に分類し、対応する。

（１）「災害がれき」（５種類に分別）

①　可燃物　　（木くず、繊維、紙、腐敗性廃棄物、畳、可燃性粗大ごみ）
②　不燃物　　（ガラス、陶磁器、不燃性粗大ごみ、金属くず、コンクリート片）
③　混合廃棄物　（可燃物と不燃物が混然となった廃棄物）
④　その他の廃棄物（廃家電、廃自動車、有害物、危険物等）
⑤　土砂等　　（土砂混合廃棄物、津波堆積物）

※水害発生時には、少なくとも、可燃物・不燃物・粗大ごみ・畳・廃家電に分類することを原則とする。

（２）「災害ごみ」・「し尿」

①　避難所ごみ　　（避難所から排出されるごみ）
②　生活ごみ　　（被災地域から排出される生活ごみ、片付けごみ）
③　し尿　　（仮設トイレ等からの汲み取りし尿）

３　廃棄物処理の方法

被害状況等を踏まえ、廃棄物の収集運搬及び処理を効率的に行うため、以下の点に留意し、収集処理に関する計画を策定する。

- 廃棄物収集量の推定
- 廃棄物収集の優先順位
- 収集ルート及びごみステーションの位置
- 廃棄物仮置場
- 廃棄物処理の方法

（１）収集、運搬

①　可能な限り現有の人員、機材によって行い、必要に応じて人員機材等を借上げ、迅速に処理する。
②　特に甚大な被害を受けて、収集運搬に支障を生ずる場合は、兵庫県災害対策本部（環境部）に連絡の上、隣接の市町又は業者からの応援を求め、緊急事態の収集処理に当たる。
③　収集するごみ等は、種類等を勘案して発生量を把握し、できるだけリサイクルに努め、最終処分量の低減を図る。

（２）処理の方法

①　ごみの処理は、焼却のほか必要に応じて埋立等環境衛生上支障のない方法で行う。
②　災害により損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
③　し尿の処理は、し尿処理施設（能力以上の処理は他市町へ依頼する。）のほか、特に甚大な被害を受け処理に支障を生ずる場合は、兵庫県災害対策本部（環境部）に連絡の上、隣接の市町からの応援を求め、緊急事態の処理に当たる。

（３）その他

必要に応じ、仮設トイレを設置し、適切な処理を行う。

なお、仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置し、その後、在宅の被災者のため、公園等に設置する。

４　災害廃棄物仮置場の設置

地域ごとに、市民が搬出するごみの仮置場を選定し、市民に周知する。

地域における仮置場は、仮設住宅建設場所等の確保を考慮し、廃棄物の発生状況により、必要とされる場所について、公共用地を中心として選定する。

■大規模災害時の仮置場

名　　称	箇 所 数	面　積
住友大阪セメント株式会社赤穂工場	１箇所	12.6 万㎡

※令和元年9月5日　住友大阪セメント株式会社赤穂工場と仮置場設置に関する協定締結

５　施設数及び処理能力

処理施設等の施設数及び処理能力は、以下に示すとおりである。

なお、ごみ処理施設等の補修、復旧が必要な場合は速やかに実施し、その間のごみ等は一時保管場所又は仮置場に保管する。

■廃棄物処理施設

名　　称	箇 所 数	処理能力（日量）
赤穂市ごみ焼却施設	１箇所	80 トン
粗大ごみ処理施設	１箇所	23 トン

■廃棄物埋立処理施設

名　　称	箇 所 数	現状埋立容量
赤穂市不燃物最終処分場	１箇所	22.75 万m^3

■ごみ収集車

特殊運搬自動車	
数	積　載　量　（１回 最 大）
15 台	32.0 トン

■し尿収集車

バキューム車	
数	積　載　量　（１回 最 大）
２台	3.6 キロリットル

６　災害清掃事業報告調書作成要領

①　本調書は、災害救助法適用地域のみ対象とする。
②　本書作成に当たっては、国土交通省所管に係る排土事業及び感染症予防法の費用と混同しないよう、関係部課とよく協議する。
③　所定の調書のほか、施設復旧については、被害前の図面、被害時の写真等その他参考資料を添付する。

（参照）資料編様式集3-3　災害清掃事業報告調書（P様式-7）

７　自治会等

（１）ごみ及びがれき処理

①　市と協力して、災害ごみ等の仮置場を選定し、市民への周知に努める。
②　排出される災害ごみ等の分別整理、飛散及び流出防止等、仮置場の管理に努める。

（２）し尿処理

自治会等を中心に、仮設トイレの維持管理、消毒を行う。

８　市民の対応

（１）ごみ及びがれき処理

①　ごみはリサイクル及び処理が容易となるよう分別し、指定された仮置場に排出する。
②　ごみ等は、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

（２）し尿処理

上下水道施設の被災状況により、市の指示に基づき水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレを使用する。

９　県等への応援要請

ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。

さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

このほか、兵庫県に、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の検討を要請する。

第１８節　交通・輸送対策の実施

担　当	責 任 者	総務部長、建設部長
		各部長
	班	輸送班、管理班
	関係機関	各項目に記載

１　被災情報及び交通情報の収集

道路管理者（兵庫県においては光都土木事務所長、本市においては市長）は、警察と連携して道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。なお、陸路だけでなく、海路・空路を活用した道路啓開に向けて、関係機関と調整する。

また、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等、民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集を行う。

２　交通応急対策

（１）交通安全の確保

①　道路法に基づく応急対策

ア　道路管理者が行う通行の禁止制限

a)　道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

b)　道路管理者は、a)の規制を行うときは、その内容を関係機関に通知するとともに、一般に周知を図る。

イ　応急復旧対策

a)　被災した道路については、ア　a)による規制を行ったとき、道路管理者は、当該道路に代わる迂回路を指定して、交通の確保に努める。

b)　被災した道路について、道路管理者は、a)による迂回路の指定が困難な場合は、当該道路に代わる仮道路を早急に設置する。

②　道路交通法に基づく応急対策

ア　公安委員会が行う交通規制

a)　公安委員会は管轄区域内の道路について、災害による道路の欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第４条第１項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通の規制を行う。この場合において、必要があると認めるときは、迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

b)　公安委員会は、a)による交通規制を行うときは、その内容を関係機関に通知す

るとともに、一般に周知を図る。

イ　警察署長が行う交通規制

a)　警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第５条第１項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通の規制を行う。

この場合において、必要があると認めるときは、迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

b)　警察署長は、a)による交通規制を行うときは、その内容を一般に周知を図る。

ウ　警察官が行う交通規制

a)　警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第６条第４項の規定に基づき、一時的に道路（一般有料道路を除く。）における歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

b)　警察官は、a)による通行の禁止又は制限を行ったときは、警察署長に対し、速やかにその内容を報告する。

③　港則法に基づく応急対策

姫路海上保安部長は、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、港則法第39条の規定に基づき、船舶交通を制限し、又は禁止する。

（２）緊急輸送の確保（災害対策基本法に基づく応急対策）

①　交通規制

公安委員会は、その管轄区域又はこれに隣接する府県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

この場合において、公安委員会は、被災地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、被災地を管轄する兵庫県公安委員会、知事（兵庫県災害対策本部長）、市長（赤穂市災害対策本部長）と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し適正な判断を行う。

②　規制に伴う措置

ア　公安委員会は、①による交通規制を行うときは、その規制の内容を通知し、又は周知を図る。

イ　公安委員会は、①による交通規制を行ったときは、適当な迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

ウ　現場の主要地点に警察官等を派遣し、緊急輸送の確保に支障がないよう措置する。

③　緊急通行車両の確認

ア　確認を行う機関

緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）は、災害対策基本法施行令第33条に基づき、おおむね次の区分により、知事又は公安委員会が行う。

また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、兵庫県公安委員会は、兵庫県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両及び規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付する。

なお、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出がなされている車両については、他に優先して手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

区　分	確認事務取扱機関	対象車両
知　　事	兵庫県災害対策本部室、又は危機管理部災害対策課 （災害の状況により、地方機関に委任）	1 兵庫県災害対策本部及び被災市町災害対策本部の使用する車両 2 応援のため兵庫県、県下の市町、又は他府県が使用する車両 3 防災会議関係機関の使用する車両 4 報道機関の使用する車両
公安委員会	交通部交通規制課、又は警察署交通課	すべての車両

イ　確認の基準

緊急通行車両であることの確認の基準は、原則として下記のとおりであるが、災害の状況により、知事と公安委員会は、協議の上、具体的な基準を決定する。

なお、確認の手続について必要な事項は、関係機関に通知するとともに、一般に周知を行う。

基　　準
1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送であること。 3 その他応急措置を実施するための緊急輸送であること。

ウ　標章等の確認

確認を行う機関は、車両の使用者の申し出に基づき、緊急通行車両であることを確認したときは、災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び証明書を交付する。

（参照）資料編様式集3-4　標章（P様式-8）
（参照）資料編様式集3-5　緊急通行車両確認証明書（P様式-9）

エ　緊急通行車両、規制除外車両の事前届出

兵庫県公安委員会は、兵庫県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の確認届出、規制除外車両の事前届出を受理する。

緊急通行車両のうち、事前届出の対象とする車両
災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。 ア 災害時において、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両
災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両。 ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両 エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両

３　輸送、移送対策

（１）実施機関

災害輸送、移送の実施は、その応急対策を実施する部が行う。

ただし、車両等については、その円滑な運営を図るため総務部管理班において、配車、配船表を作成し、各部の要請に基づき、各車両、船艇の調達を行い各部に配置する。

①　災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別の内、最も適切なものをもって行う。

ア　貨物自動車、乗合バス等の自動車によるもの
イ　鉄道によるもの
ウ　船艇によるもの
エ　航空機によるもの
オ　人夫等によるもの

② 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保については、おおむね次のとおりとする。

ア 確保の順位

自動車等の確保借り上げは、おおむね次の順位による。

a) 災害応急対策実施機関所轄の車両等
b) 公共的団体の車両等
c) 営業者及び会社等事業所の所有の車両等
d) その他自家用車両等

イ 調達方法

a) 原則として本市保有車による。
b) 各部において車両等を必要とするときは、次の事項を明示し、総務部管理班に依頼する。なお、用務終了の場合は、直ちに報告する。
・輸送区間、又は借り上げ期間
・輸送量、又は台数等
・集合の場所及び日時
・その他の条件
c) 総務部管理班において必要台数の確保が不可能なときは、兵庫県災害対策本部に連絡の上調達する。
d) 赤穂市保有車

■赤穂市保有車一覧表（総括）

バ　ス	小型普通 乗用車	普通 貨物車	小型 貨物車	軽自動車	特殊自動車 ＜ｼｮﾍﾞﾙ･ﾌﾞﾙ＞	計
2	17	10※	23	76	4	132

※ 給食センターコンテナ車６台を含む

e) 市内営業用自動車

■市内営業用自動車一覧表（指定公共機関、指定地方公共機関関係）

名　　称	所在地	電　話	保有数			計
			ﾄﾗｯｸ	バス	特殊	
日本通運株式会社 神戸支店ロジスティクス部 姫路ロジスティクスセンター	姫路市網干区浜田1250-20	079－271－6821	7			7
西播通運株式会社 赤穂営業所 住友赤穂支店	赤穂市西浜北町1074－27	0791－42－2261 0791－42－2292	8(1)			8
株式会社ウイング神姫 相生営業所	相生市竜泉町394-1	0791-22-5180		2		2
計			15	2		17

（注） 1 不足する場合は、その他の建設業者、事業所等の協力を求める。
2 （ ）内は夜間の場合。

f) 市内事業所所有の自動車

水防計画書に示すところによる。

g)　船艇（漁船）

■船艇（漁船）一覧表

所　属	代表者	電　話	隻　数	備　考
赤穂市漁業協同組合	大河　優	0791－45－2260	120	

（注）船艇の保有数は、平成31年3月31日現在。

ウ　鉄道による輸送

道路の被害等による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で、物資、資材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当なときは、それぞれの実施機関において行う。

エ　船艇による輸送

陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、又は途絶したときは、物資等の海上輸送を図る。

オ　航空機による輸送

一般交通の途絶に伴って緊急に空中輸送が必要なときは、自衛隊等に派遣要請を行う。

カ　人による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人により輸送する。

③　各車両、船舶の遵守事項

ア　出動した車両及び船艇は命令された作業が終了したときは、直ちに総務部管理班に報告する。

イ　命令を受けて出動した車両、船艇は出動先で原則として命令以外の作業はしない。

ただし、人命に関わるなどやむを得ない場合は、速やかにその作業を終了し、総務部管理班にその旨報告する。

ウ　待機中の車両は、別命がない限り、指定場所で運転手はその車両から離れないで待機する。

④　災害救助法による輸送

ア　救助のため、次に掲げる事項についての移送、又は輸送を行う場合においては、輸送費を支出する。

- 被災者の避難
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 救済用物資の整理配分

イ　救助のため支出する輸送費の額は、市内における通常の実費とする。

ウ　救助のための輸送費を支出する期間は、当該救助の実施が認められている期間以内とする。

４　緊急輸送活動

（１）輸送に当たっての配意事項

本市及び防災関係機関は、輸送活動を行う際は、次のような事項に配意して行う。

①　人命の安全
②　被害の拡大防止
③　災害応急対策の円滑な実施

（２）輸送対象の想定

①　第１段階
ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
ウ　政府災害対策要員、県・市町災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
オ　緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
②　第２段階
ア　上記①の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
③　第３段階
ア　上記②の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

（３）緊急輸送の支援

①　海上輸送の支援
ア　係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保する。

緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

イ　支援要員等の確保

本市は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

② 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

本市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保する。

イ 支援要員等の確保

本市は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

５ 道路管理者等による措置命令及び措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等する。

（１）措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

（２）指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

なお、県公安委員会は、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の６に基づく、道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

（３）措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

（４）市等への指示

国土交通大臣は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は漁港管理者に、知事は市に対し、災害対策基本法第76条の６に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

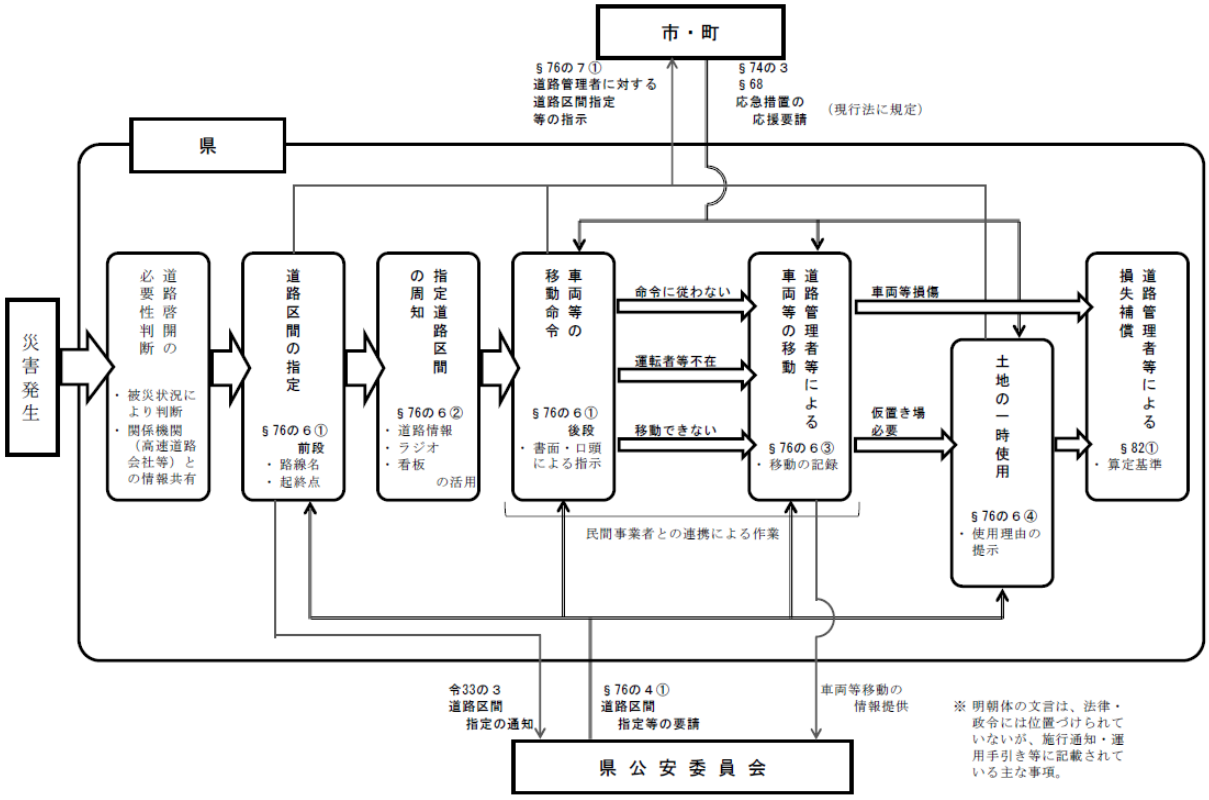

（５）緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や市民等の避難に支障を来すなど、災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止する。

６　兵庫県消防防災ヘリコプターの支援要請

（１）ヘリコプター支援の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次の用務に該当するときは、支援要請する。

①　緊急に人命救助をする必要があるとき
②　医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき
③　航空機の運航は当分の間昼間に限るものとし、兵庫県の災害対策用務に支障のないとき

（２）支援要請手続

①　要請方法

兵庫県に対するヘリコプターの支援要請は、市長（赤穂市災害対策本部長）又は消防長が兵庫県消防防災航空隊に対し手続を行い、事後速やかに所定の消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を兵庫県消防防災航空隊に提出する。

ただし、兵庫県災害対策本部が設置された場合は、兵庫県災害対策本部事務局に要請を行う。

②　連絡先

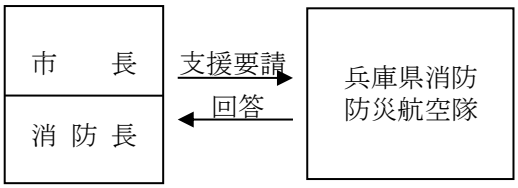

支援要請電話番号

○昼間(8:45～17:30)
兵庫県消防防災航空隊
TEL　050-5824-9200　（ホットライン）
TEL　078- 303-1192　（航空隊）
FAX　078- 302-8119

○夜間(17：30～翌8：45)
神戸市消防局　警防部司令課
TEL　078-333-0119
FAX　078-302-8119（航空隊）

○兵庫県災害対策本部が設置された場合
災害対策本部事務局(兵庫県災害対策センター内)
TEL　078-362-9900
FAX　078-362-9911

○ドクターヘリの要請
県立加古川医療センター（要請ホットライン）
TEL　079-438-8199

（３）要請に際し兵庫県へ連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

①　災害の発生場所、発生時間、内容、原因
②　要請を必要とする理由
③　活動内容、目的地、搬送先
④　現場の状況、受入体制、連絡手段
⑤　現地の気象条件
⑥　現地指揮者
⑦　その他必要事項

（４）要請者において措置する事項

①　離発着場の選定
②　離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

（５）患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

第１９節　教育対策の実施

担　当	責 任 者	教育次長
	班	教育委員会各班
	関係機関	各項目に記載

１　教育施設の応急復旧対策

①　応急復旧の実施は、市長（赤穂市災害対策本部長）が行う。
　応急復旧の実施計画は、教育委員会教育施設管理班が行う。

②　被害の発生した学校、幼稚園及び保育所は、災害の多少を問わず、次のような措置を講じる。

ア　被害の軽易な復旧については、学校園所長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく教育委員会教育施設管理班に報告する。

イ　業者を必要とする被害の復旧については、教育委員会教育施設管理班の指示を受け応急復旧を行う。

ウ　被害を受けた部分については、本工事を実施する前に、学校園所長は、教育委員会教育施設管理班の指示を受け、一時的な復旧工事（たとえばトタン屋根を飛ばされたためにその跡をビニール等でふさいだり、壁の落ちたところをベニヤ板でとめておくなど）を行う。

エ　被害の状況により職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。

オ　被害箇所の復旧ではないが、校舎が全壊（半壊）した場合、応急教育計画に基づき体育館の仮間仕切、仮設トイレの設置等を行う。

③　被害の発生した公民館、文化財及び施設は、②に準じた措置を行う。

２　応急教育実施の予定場所

学校園所長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被害の状況によって、教育の実施に困難をきたしたときは、教育委員会応急対策班に連絡し、適当な教育施設を確保するため、緊急にして適切な措置を講じるとともに、逐次、実施の状況を教育委員会応急対策班へ報告する。

３　応急教育方法

①　学校園所長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被害の状況を確認し、安全にして適切な応急教育の措置を講じるとともに、実施の状況を、逐次、教育委員会応急対策班へ報告する。

②　応急教育を実施するに当たり、次の事項に留意する。

ア　災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置

イ　幼児、児童、生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導

ウ　幼児、児童、生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

４　教材、学用品の調達、給与

（１）基本事項

教材、学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校等の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。

①　給与する品目及び費用の限度

ア　教材、学用品の給与は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- 教科書（教材を含む。）
- 文房具
- 通学用品

イ　教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

- 教科書費

  教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費

- 文房具及び通学用品費

  小学校児童　1人当たり　5,500円

  中学校生徒　1人当たり　5,800円

②　給与の時期

教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書（教材を含む。）については１か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。

（２）調達及び配給の方法

①　学校園所長は、災害により、補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を、逐次、教育委員会教育施設管理班へ報告する。

②　被災教科書の配給については、教育委員会応急対策班は、被災及び補給の状況を兵庫県災害対策教育本部に報告し、教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置を取る。

③　災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

④　災害救助法が適用された場合の実施方法は、災害救助法の定めるところによる。

５　給食等の措置

教育委員会応急対策班は、給食を休止するときは、学校園所長と協議し、学校給食センターに連絡する。

６　被災教職員、児童生徒の健康管理

（１）教職員の公務災害補償

学校園所長は、教職員の負傷、疾病又は死亡が公務上のものである場合、速やかに教育委員会応急対策班に報告するとともに、兵庫県教育委員会に報告し、指示を受ける。

（２）申請

被災した教職員において住居又は家財の損害及び教職員又はその被扶養者が死亡した場合、学校園所長は、次の区分により兵庫県教育委員会に申請する。

- 災害見舞金
- 弔慰金、家族弔慰金、埋葬料、家族埋葬料
- 災害貸し付け

第２０節　警備対策の実施

担　当	責 任 者	赤穂警察署長、総務部長
		建設部長
	班	総務班、輸送班
	関係機関	姫路河川国道事務所

１　警察署の対応

（１）災害発生時の措置

①　体制確立のための措置
②　情報の収集及び報告
③　避難情報の伝達、避難誘導等
④　危険箇所等に対する措置
⑤　救出救助
⑥　緊急交通路等の確保等
⑦　社会秩序の維持
⑧　災害時の死体の検視等
⑨　行方不明者の捜索
⑩　被災者等への広報活動及び報道対策

（２）災害警備体制の種類

警察署の災害警備体制は、災害警備本部体制及び準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制についてはＡ号、Ｂ号及びＣ号に区分する。

（３）災害警備本部の設置

警察署長は、災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備本部を、準災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら準災害警備本部体制をとったときは、署長を長とする警察署災害警備対策室を警察署に設置する。

（４）災害警備体制の発令に係る基準

災害警備体制の種類		基　　準
災害警備本部体制	Ａ号	１　県内における震度６強以上の地震の観測 ２　県内に大津波警報の発表
	Ｂ号	１　県内における震度６弱の地震の観測 ２　県内に津波警報の発表 ３　県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表
	Ｃ号	県内における震度５強の地震の観測
準災害警備本部体制		１　県内における震度５弱又は震度４の地震の観測 ２　県内に津波注意報の発表 ３　県内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表

（５）災害警備体制の発令

警察本部長は、上記の表に定める基準に該当する状況を認知したときは、警察本部及び警察署を示して災害警備体制を発令する。

ただし、上記（４）の表の基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。

（６）災害警備体制の変更又は解除等

① 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況等情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して災害警備体制の種類の変更又は解除を発令する。

② 警察署長は、自署の管内の被害状況又は他署への応援の必要性の有無等の状況により、必要があると認めるときは、本部長が災害警備体制の発令をしない場合においても相当の災害警備体制をとることができる。

③ 警察署長は、自署の管内の状況により、必要があると認めるときは、本部長が発令した体制より上位の体制をとることができる。

④ 警察署長は、応急措置の状況等情勢の変化により上位の体制をとる必要がなくなったときには、災害警備本部等の長と協議の上、本部長が発令した体制まで引き下げることができる。

２　情報不足・デマによる混乱防止対策

情報不足による市民の不安やデマによる混乱を防ぐために、災害情報の伝達は、本編 本章第２節「災害広報・広聴」にしたがって、迅速・確実に行う。また、必要に応じて流言打ち消しのための広報も実施する。

３　交通規制

災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策は、次のとおりとする。

（１）交通規制

災害の発生が予想されたり発生した際、道路施設の被害により危険が予想され、又は発見し、若しくは通報等により感知したときは、警察署その他関係機関に通報する。

交通規制は、主として次のことのために行う。

①　応急対策活動のための、緊急輸送道路の確保
②　避難路の確保
③　車両火災の発生や延焼防止
④　混乱による二次災害の防止

（２）交通規制を行う者

■交通規制の区分と実施責任者

区分	実施責任者	基　　準
道路管理者	国土交通大臣 知　事 市　長	1　道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合（道路法第46条） 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合（道路法第46条）
警　　察	公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（災害対策基本法第76条） 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき（道路交通法第４条） 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合（道路交通法第６条）

（３）交通規制の標識

道路管理者は、道路交通法による交通規制を行った場合は、警察署に連絡の上、対象区間と期間を明記した規制標識を設置する。

ただし、緊急のため又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示する。

この場合には、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示するなどによって、一般交通にできる限り支障のないように努める。

（４）規制標識

交通規制を行った場合に設置する規制標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和６年内閣府・国土交通省令第３号）第４条 第２号に定める規制標識とする。

（５）交通規制状況の広報

報道機関による広報、主要地点での掲示等により、市民や他地区からの災害見舞等の車両に周知徹底を図り、交通の混乱を引き起こさせないようにする。

（６）交通の混乱となりやすい場所

日常渋滞する道路、交差点、橋では、災害時には交通が混乱しやすいため、警察官を配置するなど混乱の解消に努める。

特に、交差点では、停電による信号機の滅灯も予想されることから、混乱防止に努める。

４　警備活動の強化

（１）犯罪の未然防止

災害時には、混乱に乗じて窃盗その他の犯罪が起きやすいほか、復旧対策をめぐる経済犯罪も多発しやすいことから、関係機関との連携を強化して、各種犯罪の未然防止に努める。

（２）被災地の警備

災害による死傷者等を発見した場合には、関係機関と協力して、被災者の救出・救護に全力を尽くす。

また、避難場所や救援物資集積所等被災地の警戒警備を強化する。

第２１節　公共施設等の応急対策の実施

担　当	責 任 者	建設部長、産業振興部長
	班	建設資材班、工務第１・２班、輸送班、産業振興工務班
	関係機関	姫路河川国道事務所、自衛隊、光都土木事務所、光都農林振興事務所、光都土地改良センター、姫路農林水産振興事務所、赤穂警察署、姫路海上保安部、赤穂市建設業協会

１　道　路

①　国、兵庫県及び本市は、緊急点検を実施し、被害を受けた道路は、特に救助活動のための物資輸送及び避難のための通路等を重点的に応急復旧する。

②　国、兵庫県及び本市は、被害を受けた橋梁について、特に交通の要路に当たるものから重点的に補修し、災害時の交通の確保を行う。

　少なくとも人道、仮橋程度のものを早急に架橋し、連絡、避難者の移動、物資輸送のための最小限のものを確保する。

③　国、兵庫県及び本市は、上下水道、電気、電話等道路占用施設に被害があり、その施設により道路の損傷、交通の遮断をきたす場合、当該施設の管理者に通報するとともに必要な応急措置を講じる。

④　国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

２　河　川

兵庫県及び本市は、緊急点検を実施し、堤防の決壊箇所、又は放置すれば堤防の決壊のおそれが著しい被災箇所について応急対策を行い、その工程は、仮締切、決壊防止工事等で中洪水程度の増水で直ちに被災することのないよう緊急施工する。

３　砂防施設

兵庫県及び本市は、緊急点検を実施し、危険箇所を把握する。また、渓流保全工等の決壊に係るもので、放置すれば下流へ影響するおそれが大きいものについて応急復旧を行う。その内容は、河川応急対策と同じ要領である。

４　港湾、海岸施設

護岸の決壊については、増破のおそれのあるもの、普通潮位、平水位等においても、海水又は河水が流入するような箇所に、仮締切、決壊防止工事等を行う。

５　漁港、海岸堤防

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を行う。

６　ため池、森林

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を行う。

本市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

７　農地・農業用施設

管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を行う。

８　宅　地

本市は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を行う。

第２２節　二次災害防止対策の推進

担　当	責 任 者	建設部長
	班	建設部各班
	関係機関	兵庫県まちづくり部、兵庫県建設業協会

①　兵庫県及び本市は、災害発生後、降雨等による二次災害を防止するため、砂防施設・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所の応急危険度判定を行うとともに、必要な応急措置を実施する。

②　本市は、兵庫県の危険度判定結果に基づき、人命への危険が危惧される場合、兵庫県からの助言等により、警戒避難を行うほか、必要に応じて、地盤の亀裂への雨水流入防止等の応急措置を行う。

③　本市は、次の体制を整備し、被災した宅地の危険度判定を実施する。

ア　判定資機材の準備

判定作業に必要な次のものを準備する。

- 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- 被災宅地危険度判定士受入名簿の作成
- 判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章等の交付

（参照）資料編様式集4-1　被災建築物応急危険度判定ステッカー（P様式-20～23）

イ　調査体制

判定士を中心として２～３人一組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ　判定士の輸送

判定士を輸送するための手段を確保する。

エ　判定結果の通知

判定結果について、判定ステッカーの貼付等によって宅地の所有者、市民等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第２３節　災害救助法の実施

担　当	責 任 者	健康福祉部長
	班	救援協力班、救護班
	関係機関	兵庫県災害対策本部、西播磨地方本部

１　災害救助実施機関及び費用の負担

（１）知事の行う救助

災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。

したがって、災害救助法に基づく救助の種類について、市長は、知事を補助して行うものである。

また、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部について、その内容及び当該事務を行う期間を通知し、市長が行うこととすることができる。

（２）市長の行う救助

市長は、（１）により、知事の権限の一部を市長が行うこととされた救助、及び知事を補助して行う救助のほか、災害救助法が適用された場合に、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小規模災害時の救助事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、兵庫県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

（３）費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用	兵庫県負担
その他の費用	本市負担

２　救助の種類

① 避難所の設置
② 応急仮設住宅の供与
③ 炊き出しその他による食品の給与
④ 飲料水の供給
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑥ 医療
⑦ 助産
⑧ 福祉サービスの提供
⑨ 被災者の救出

⑩　被災した住宅の応急修理
⑪　学用品の給与
⑫　埋葬
⑬　死体の捜索
⑭　死体の処理
⑮　障害物の除去
⑯　輸送費及び賃金職員等雇上費
⑰　実費弁償
⑱　救助の事務を行うのに必要な費用

３　災害救助法の適用基準

災害救助法による対応は、災害による市町の被害が、次の①に該当する場合において、知事が該当市町を指定して行う。

①　家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が次表に掲げる市町の人口に応じ、当該右に定める数以上に達したときに適用される。

市町の人口	被害世帯
5,000人未満	30世帯
5,000人以上　15,000人未満	40世帯
15,000人以上　30,000人未満	50世帯
30,000人以上　50,000人未満	60世帯
50,000人以上　100,000人未満	80世帯
100,000人以上　300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

②　被害が相当広範な地域にわたり、かつ兵庫県内の被害世帯の数が2,500以上に達する場合において、市町の被害世帯の数が①に掲げる数に達しないが、次表に掲げる市町の人口に応じ、当該右に定める数以上に達するとき適用される。

市町の人口	被害世帯
5,000人未満	15世帯
5,000人以上　15,000人未満	20世帯
15,000人以上　30,000人未満	25世帯
30,000人以上　50,000人未満	30世帯
50,000人以上　100,000人未満	40世帯
100,000人以上　300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

③　被害が全県にわたり、かつ兵庫県内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなどの場合において、市町の被害世帯の数が、①、②に掲げる数に達しないが市町の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき適用される。

④　被害世帯が①、②、③に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合には、適用されることがある。

＜備考＞

ア　人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口とする。
　ただし、合併等があった場合の人口は、知事の告示した人口による。

イ　被害世帯数の算定に当たっては、家屋が滅失した世帯が１世帯をもって、半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は２世帯をもって、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、住家を失った１世帯とみなす。

４　災害救助法の適用手続

市長は、本市における災害の規模が３に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

（報告等系統図）

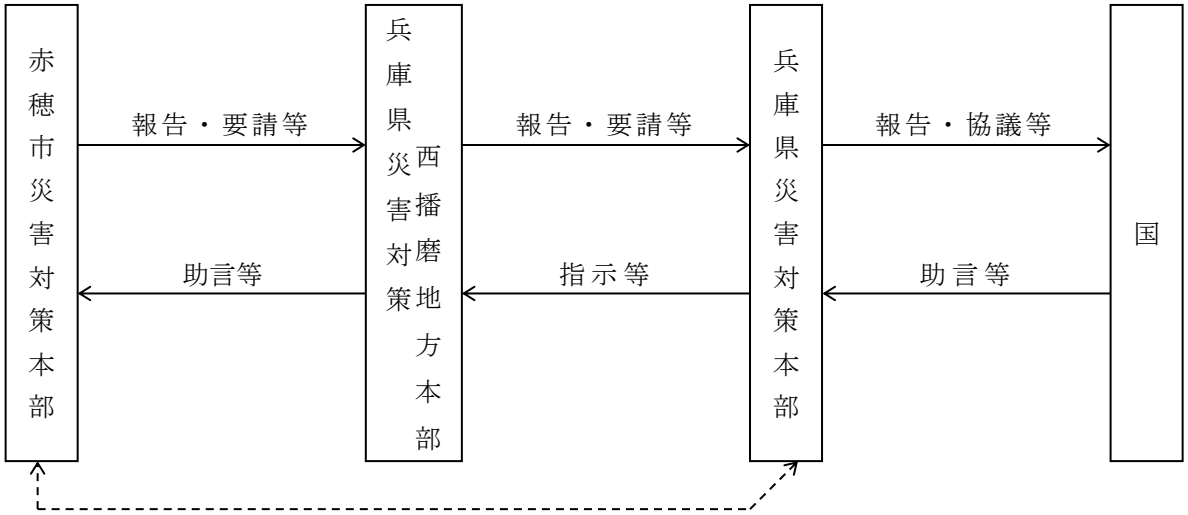

（注）---（破線）は、緊急の場合及び補助ルートとする。

５　災害救助法による救助の程度・方法及び期間・費用

災害救助法による救助の程度・方法及び期間・費用については、資料編に示すとおりである。

なお、この基準により実施することが困難な場合は、知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、知事が定める基準により実施する。

（参照）資料編資料集3-22　災害救助法による救助の程度・方法及び期間・費用（P資料-148～153）

６　書類の整備

災害救助法の適用を受け、知事から市長が実施することとされた救助について、当該救助の種類に応じて、次に掲げる書類の作成及び支払証拠書類の整備を行う。

また、必要に応じて被災者支援システムの運用を行う。

①	救助の種目別物資受払状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第22号（P様式-10）参照
②	避難所設置及び供与状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第23号（P様式-10）参照
③	応急仮設住宅台帳	→資料編様式集3-6　災害救助様式第24号（P様式-11）参照
④	炊き出し給与状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第25号（P様式-11）参照
⑤	飲料水の供給簿	→資料編様式集3-6　災害救助様式第26号（P様式-12）参照
⑥	物資の給与状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第27号（P様式-12）参照
⑦	救護班活動状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第28号（P様式-13）参照
⑧	病院診療所医療実施状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第29号（P様式-13）参照
⑨	助産台帳	→資料編様式集3-6　災害救助様式第30号（P様式-14）参照
⑩	被災者救出状況記録簿	→資料編様式集3-6　災害救助様式第31号（P様式-14）参照
⑪	住宅応急修理記録簿	→資料編様式集3-6　災害救助様式第32号（P様式-15）参照
⑫	生業資金貸付台帳	→資料編様式集3-6　災害救助様式第33号（P様式-15）参照
⑬	学用品の給与状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第34号（P様式-16）参照
⑭	埋葬台帳	→資料編様式集3-6　災害救助様式第35号（P様式-17）参照
⑮	死体捜索状況記録簿	→資料編様式集3-6　災害救助様式第36号（P様式-17）参照
⑯	死体処理台帳	→資料編様式集3-6　災害救助様式第37号（P様式-18）参照
⑰	障害物除去の状況	→資料編様式集3-6　災害救助様式第38号（P様式-18）参照
⑱	輸送記録簿	→資料編様式集3-6　災害救助様式第39号（P様式-19）参照